

ブラジル国における  
農産物の  
流通システム

昭和63年3月

国際協力事業団

S	P
J	R
88	- 1



# ブラジル国における 農産物の 流通システム

JICA LIBRARY



1065708[8]

昭和63年3月

国際協力事業団

S	P
J	R
88	- 1

17706



国際協力事業団

17706

## ま え が き

本報告書は、サンパウロ事務所農業情報室が、日頃農産物の流通システム等の情報に接する機会が乏しいブラジルに定着している移住者及び関係各位の参考に資する為に調査したものである。

ブラジルの経済の中で、中心的地位を占めているとともに益々国際化する農業の流通システムを把握する上で、本資料が関係各位に広くご活用いただければ幸いである。

昭和63年3月

サンパウロ事務所長



## 《目 次》

I、流通システムの現状と問題点	1
1) 政府のコントロール下にある農産物の流れ	1
2) 自由取引市場における農産物の流れ	3
3) 流通形態の変化	4
II、農産物の輸出入制度	5
III、貯蔵部門の現状と今後の計画	20
IV、主要農産物の流通システム	33
1) 小 麦	33
2) 大 豆	37
3) 米	40
4) とうもろこし	42
5) フェイジョン	43
6) 砂糖及びアルコール	44
7) コーヒー	46
8) ココア	48
9) 玉ねぎ	49
10) ジャガイモ	50
11) その他野菜類	50
12) 果 実	52
13) 花 卉	53

## I、流通システムの現状と問題点

### 1) 政府のコントロール下にある農産物の流れ

ブラジルにおける農産物の流通システムは、政府の介入により流通段階に全面的、あるいはある程度のコントロールを受ける場合と、政府が直接介入せず自由市場の需要供給の経済に委ねられる場合とに分けられる。前者はCFP(生産融資公社)が運用する最低価格保証制度に含まれる41品目の作物、IAA(砂糖、アルコール院)のコントロール下にある砂糖及びアルコール部門、IBC(ブラジル・コーヒー院)が輸出をコントロールするコーヒー、CEPLAC(ココア栽培復興委員会)の管下にあるココア、ブラジル銀行がその任務を帯びている小麦及びオレンジ・ジュース等であり、後者は野菜類、果実類、花卉等主に近郊農業における生産物である。この他政府が流通段階に介入する形のものとしては農産物消費者価格の統制もある。

農産物の流通段階における政府の介入は、国内の食糧供給及び輸出目標を確保するための政策手段として極めて重要な措置であり、これを行わない場合、生産者、消費者双方に大きな損害を与えたり、国際市場におけるブラジルの立場を有利とする場合に用いられるものである。その端的な制度が最低価格保証制度であり、流通段階における価格の最低線が政府によって保証される生産者保護の制度である。

ここにいう最低線とは生産コストに見合う価格であり、これ以下で販売する場合、生産者の営農収支は欠損となり、農業資本の減退を招き、次期農業生産への投資能力が縮小することを阻止することが目的とされる。その前提として、市場価格がそのように低下する原因すなわち生産過剰による供給量の異常な増加を避けるための政策手段としてこの制度は運用されている。すなわち特定作物の次期生産目標を上下させる場合の手段として用いられ次年度に供給の不足が予想され、その結果として価格の異常な高騰が予想されるものに対しては高い水準での最低価格を設定して生産者の生産意欲を刺激し、逆に生産過剰により価格の暴落が予想される作物に対しては、これを低目に設定して生産の拡大をセーブする措置がとられる。この制度と平行して融資面においても毎年VBC(生産融資基準額)が作物毎に設定され、これが植付より収穫までの生産費引当に融資されるが、従来、実際の生産コストと同レベルであることを原則とするこの融資枠も奨励する作物に対しては高目に、生産の抑制を図る作物に対しては低目に設定されているのが現状である。最低価格の場合と同様の考え方で次期の農産物市場に大きな関連を持っている。

収穫が開始されると同時に収穫物の販売が始まり流通段階に入るが、この時点での市場価格が政府が設定する最低価格を下回る場合、生産者は政府への売込みを選び、又逆の場合は一般市場の取引きに向けられるのは当然の成り行きである。従って最低価格保証制度に含まれる作物の場合、この時点で政府在庫として保管されるか、民間在庫として自由市場に流れるかの二つの大きな流れに分けられることになる。

前述のように最低価格保証制度は生産者及び消費者の双方を保護する制度として採用されているものであるだけに、その中に含まれる作物には基礎食糧品としての米、フェイジョン、小麦、肉類、牛乳、重要飼料作物としてのとうもろこし、ソルガム、重要輸出品目として的大豆、工業原料としての綿等が含まれており、その生産量はブラジルの農業生産の大半を占める量であるだけに、自由市場価格が低く最低価格制度での買上げになると膨大な資金量と、貯蔵能力及び輸送インフラが最初の問題として発生する。膨大な資金需要はインフレ要因の一つとなって現われ、又貯蔵能力の不足と、生産地より貯蔵倉庫又は消費市場への輸送インフラの不備は最低価格保証制度の運営を阻害する大きな要因となるからである。現に開発されたばかりの農業前線地帯では生産物の輸送に困難を来し、貯蔵施設もないため最低価格以下で中間商人に売渡さざるを得ないケースが多く発生しており、搬出道路の整備と、貯蔵施設の設置は緊急な問題としてとりあげられている。この二つが最初の流通段階にお



るもっとも深刻な問題点である。

最低価格保証制度で買上げられた収穫物は CFP が指定する倉庫に貯蔵される。貯蔵倉庫は生産地に近い都市にある公共倉庫が用いられ、生産地より倉庫までの輸送は CFP の負担のもとに行なわれる。これら貯蔵倉庫の能力は袋詰め用の倉庫の場合は一応需要に応じているが、より経済的なバラ積み倉庫は絶対量が不足しており、その対策が急がれている。

これらのストックは価格調整を可能とする戦略的ストックとしての性格を持ち自由市場での供給量が減少し、価格が上昇し始める時期に市場に放出し市場価格を抑制する役目を持っている。従って本来これらのストックは、その目的のために建設され、出来れば大消費都市の近くに設置される戦略的貯蔵倉庫に保管されるべき性質のものであるが、ブラジルには現在までのところこの戦略倉庫は存在していない。今後の課題として流通対策に含まれねばならないものの一つである。

政府ストックの放出時期については従来、一定の規準がなく、市場価格の動勢に応じて随時行われてきたが、価格の動勢が一時的な投機的性格によるものの場合など、大量のストック放出が、市場を混乱させ生産者に被害を与えることもあったため 87 年よりは政府の市場介入の方法について一定の規準が設定されることとなり、従来 of 弊害を除去する方向に向けられた。すなわち、87 年 12 月 10 日付け大統領令第 95.457 号によると 87 / 88 農年の最低保証価格及び政府の市場介入の方法について次のように決定されている。

- イ) 米、フェイジョン、とうもろこし及びソルガムについて、最低保証価格を多年制度とし、従来 of 単年毎 of 基準価格変更 of 制度を廃止する。すなわち、多年に亘り同一基準価格が継続する方法とし、その調整率は OTN (国債価額) 変動率 of 95% とする。
- ロ) 市場価格 of 変動市に上下限を設定し、市場価格がそのいずれかを越す場合、政府 of 市場介入が行なわれる。この場合、最低限度は最低保証価格とし、市場価格が最低価格を割る場合、政府は最低価格をもって買上げ、又最高限度は当該作物 of 植付け前 90 日までの過去 60 ヶ月間 of 平均卸売価格 (実質価格) に作物別、地域別に一定 of パーセンテージを加算した額とする。一例として中央南部地方 of 夏期作 of 場合、米、とうもろこしについては 12%、フェイジョン of 場合は 17% とする。つまり米 of 場合など過去 60 ヶ月間 of 平均卸売価格 + 12% of 価格が二週間にわたって継続する場合、第三週目よりストック of 放出が開始され、又場合によって輸入 of 手配が行なわれることになる。尚、市場価格が上に示した価格水準を下回る場合、ストック of 放出は中止され、再び自由価格 of 市場に戻ることとなる。ストック of 放出は各都市 of 穀物取引所を通じ競売する of が一般的である。

このようにして放出された政府 of ストックは再び自由市場に還元され、以後自由市場 of 需給経済の中に置かれるが、特定 of 作物については引き続き自由な流通を規制される of ものがある。小麦 of 流通における政府 of 統制、牛乳における価格 of 統制、米、フェイジョン、肉、とうもろこしを原料とする最終製品 (配合飼料) 等における随時設定される価格統制等である。この中、小麦は国土 of 気象条件から絶対量が不足するため、毎年大量 of 輸入が行なわれているため国内生産 of 増大が奨励されており、又重要な基礎食糧であるため全面的に政府 of 統制下にあり、生産物はすべて政府が買上げ、輸入は政府のみが行ない、製粉工場へ対する割当て、最終商品 of 価格統制が続けられている。その間に発生する差額、すなわち生産者より of 買上げ価格や輸入額と製粉工場へ of 配給価格 of 差額は政府によって補助される形となっているが、その巨額にのぼる補助金支出がインフレ要因 of 一つとなっているため、その撤廃が徐々に行なわれている of もの、補助 of 撤廃による最終製品価格 of 上昇が、とくに国民 of 大半を占める低階層にあたる影響、物価へ of 影響が考慮され、いまだ全面的な撤廃にはいたっていない。

牛乳価格も又基礎食品として恒常的に価格が統制されているが、米、フェイジョン、肉等は経済政策や、需給状況に応じて随時価格 of 統制が行なわれる。その端的な例は 1986 年に実施された経済安定策 (クルザード計画) of

時でこれら基礎食品の価格凍結が行なわれたが、結果的に商品の隠匿、市場での品不足、ヤミ値の横行といった事態が発生し、流通システム的人為的操作が如何にむずかしいものであるかを浮き彫りとしたものであった。

IAA(砂糖、アルコール院)の管下にある砂糖及びアルコールは国家アルコール計画の下に砂糖キビの買上げ価格より最終製品の砂糖及びアルコールの小売価格にいたるまで政府の統制下にあり、更に砂糖の場合は国際砂糖協定によってその輸出量が制約されている。流通過程で国際協定の制約があるものとしては他にIBC(ブラジル・コーヒー院)管下のコーヒー及びインスタント・コーヒーが国際コーヒー協定の枠内で、又CEPLAC(ココア栽培復興委員会)管下のココアも又国際協定加盟国として主に国際間における価格調整在庫形成のための義務を負わされている。但し、コーヒー、ココア国内市場における流通には制約はない。このほか国際協定はないが、ブラジル製品の輸出価格を維持するため政府がとくに輸出契約における最低価格を設定しているものとしてオレンジ・ジュースがあり、随時輸出を制限するものとして大豆及びその副産物がある。大豆(豆)の場合、原則的に国内原料を確保した残りが輸出されるシステムとなっているが、場合によって輸出過剰となって、国内原料が不足する時は、外国の大豆を輸入し、これを搾油加工して大豆油及び大豆粕として輸出するいわゆるdraw-back制度が採用される。同制度では大豆粗油を輸入して国内で精製したあと輸出する方法もとられている。

## 2) 自由取引市場における農産物の流れ

最低価格保証制度を利用せぬ場合、すなわち市場価格が政府が決定する最低価格を上回る場合には、小麦のように特別の統制下にあるものを除き一般市場の自由取引に委ねられる。この場合、組合、中間商人、精製加工工場が流通上重要な役割を果たす。米における精米工場、とうもろこしを原料とする配合飼料工場、大豆における搾油工場、綿における精綿工場は独立又は組合事業として操業されており、大口の原料買付けを行なう場所である。

穀類、油脂作物及び工業原料作物で輸出作物の場合、海外市場の動向が国内価格の形成に大きく影響する。一例として大豆の場合、84年の後半より2年間にわたって国際価格が低迷を極めたため国内価格も伸びず、他の作物(とうもろこし)への転換をみたが、87年に入ると四月以降、急激に国際価格が好転し、このため87/88農年への植付けは増大し、前年とは逆に生産過剰気味のとうもろこしより大豆への転換がすすんでいる。

野菜類や果実類、花卉等近郊農業の生産物には政府の介入はなく、自由な取引が行なわれ価格は需要量と供給量の関係によって決定される。

都市より可成り遠距離の場合や、市況に応じて遠隔地の消費市場に出荷する場合、例えばサンパウロ市近郊の生産者がリオ・デ・ジャネイロ市市場に出荷する場合は、組合又は中間商人への委託の形で行われ、委託を受けた組合又は中間商人は、生産物を農家より受取ったあと目的地の中央卸市場へ輸送し、ここで地元の小売商との間に取引を行ない、後日販売手数料、運賃、諸掛りを差引いて生産者に精算する方法がとられる。又、近郊の農家の場合、上の方法のほかフェイランテ(定期露天市商人)に直接販売する場合もある。これはフェイランテが農家の庭先で取引をするもので前者の生産者→組合又は中間商人→中央卸市場→小売商の流通ルートが生産者→小売商に短縮されるので、流通上の経費が軽減され農家の手取りが増えるため近郊農家にとっては有利な販売方法である。但し品質や恒常的な出荷態勢が条件とされるため全農家がこの方法を利用出来るものではなく、一部の農家に限定される。

又、花卉部門では中央卸市場を経由する方法のほか、生産者が直接、又は組合を通じて小売部門へ配達する方法が広く行なわれている。これは花という商品が取扱いがむずかしく積卸しの回数が少ない程商品価値が保たれるためである。

一般に野菜類の流通形態の中では依然として中間商人の存在が大きい。生産者が自ら出資者である組合を利用

せず第三者の中間商人を利用するのは、野菜類に限って販売業務が組合に勝っており生産者にとって有利であるためにほかならず、流通上の大きな問題点として残されている。

### 3) 流通形態の変化

国内最大の消費市場を持つサンパウロ州の場合、農産物の流通形態は1966年に開設した中央卸市場（CEAGESP）の操業を機会に大きく変化したあとがみられる。それまで穀物や野菜類（主にじゃがいも、玉ねぎ、にんにく）の取引は市内パリー地区の穀物地区（ZONA CEREALISTA）と呼ばれる一角で、又野菜類は1937年に開設したカンタレイラ（CANTAREIRA）と呼ばれる市営市場で行なわれていたが、場所が狭く取引に種々の支障が生じていたため、すでに1950年代より広い場所への移転の必要に迫られていた。その結果、514千㎡の広大な用地が市内の西部に確保されることとなった。果実取引専用1棟、野菜用6棟、各種混合5棟、野菜市場1棟、西瓜、パインアップル専用1棟、トラック荷積みのままの取引場1棟、特殊作物用9棟、冷蔵庫つき魚市場1棟のほか、サイロ、食堂、事務所、電話局、銀行、駐車場といった近代的市場の開設は増大する取引量と共に利用度が高まり、主要組合や多くの卸商が店を構えて農産物の取引を行なうようになり、旧式の卸市場といった概念を越して集配センターとしての機能を備えるにいたっている。建設当時は広大とみえたこの市場も現在ではすでに手狭となっており、拡張を必要とする時期に来ている。

このサンパウロにおけるCEAGESPの成功がひき金となって、70年代には全国の主要都市に同じスタイルの中央集配センターが建設され、80年にその数は33に達している。このように70年代は流通インフラの整備がすすめられた年代といえる。

中央集配センターの充実を中心とした70年代より80年代に入ると、従来の流通システムを変革しようとする種々の試みが観察される。まず公共部門では州農務局のプロジェクトとして80年代の始め頃より主に野菜類、鶏肉、卵を取扱い、生産者が直接消費者に販売する場所を市内数ヶ所に設けた。バレジョン（VAREJÃO）と呼ばれるこの市場は流通システムを短縮する試みとしては画期的なものであり、新鮮かつ安価な農産物の供給は市民の関心と呼び、バレジョンの近くでは旧来のフェイラ（定期露天市）が半減するところもある程影響力をみせている。しかし、このバレジョンを普及するためには、まず施設を必要とするところから何処にでも開設出来るというものではなく、増加させるには可成りの時間を必要としよう。

流通改革への試みは大手の農協でも積極的に取組んでおり、その先鞭をつけた日系コチア産組では、従来、中間商人の存在を許してきた組合業務の反省が行なわれ、組合員が組合を利用するシステム、組合を利用することがもっとも有利であるという、システムの切換えを図る各種のプロジェクトが進行中である。これまでとられた流通経路を時間的、距離的に短縮しようとする試みから、市場情報を中心とした生産計画から精製、加工、貯蔵、運搬にいたる一貫した流通ルートを組合の手で行ない、経費の節減と付加価値の増大を図る方法がすすめられている。一つの例として“野菜のパッキング・ハウス”計画による組合の名称入り、規格、品質の揃った少量パッケージによる需要先（小売商、工場等）への直接販売、電話受注にもとづいてそれぞれの需要先に届ける“宅配”方式、上記農務局のバレジョンに似た食糧配給センターの設置（CENTRO DE ABASTECIMENTO別名ミニセアザとも呼び野菜、果実、穀類、鶏卵、鶏肉等の消費者への直販）等流通システムの短縮を図るプロジェクトがすすめられている。この他、組合員生産物の付加価値を高めるプロジェクトとしては、従来より運営してきたコーヒー精選、精米、精綿、食鶏屠殺といった単なる加工より、新しい製品の製造による新たな需要の創造を求める試みが開始されている。85年より開始されたじゃがいものフレンチフライの製造がその例で、ハンバーグ店のチェーンを持つ米園系マクドナルド社との供給契約は新たな販売戦術として多くの注目を集めている。

70年代中央の集配センターを求めた農産物の流通システムは、集配センターを通過しない流通システムの短縮

へと次第に動き始めている。

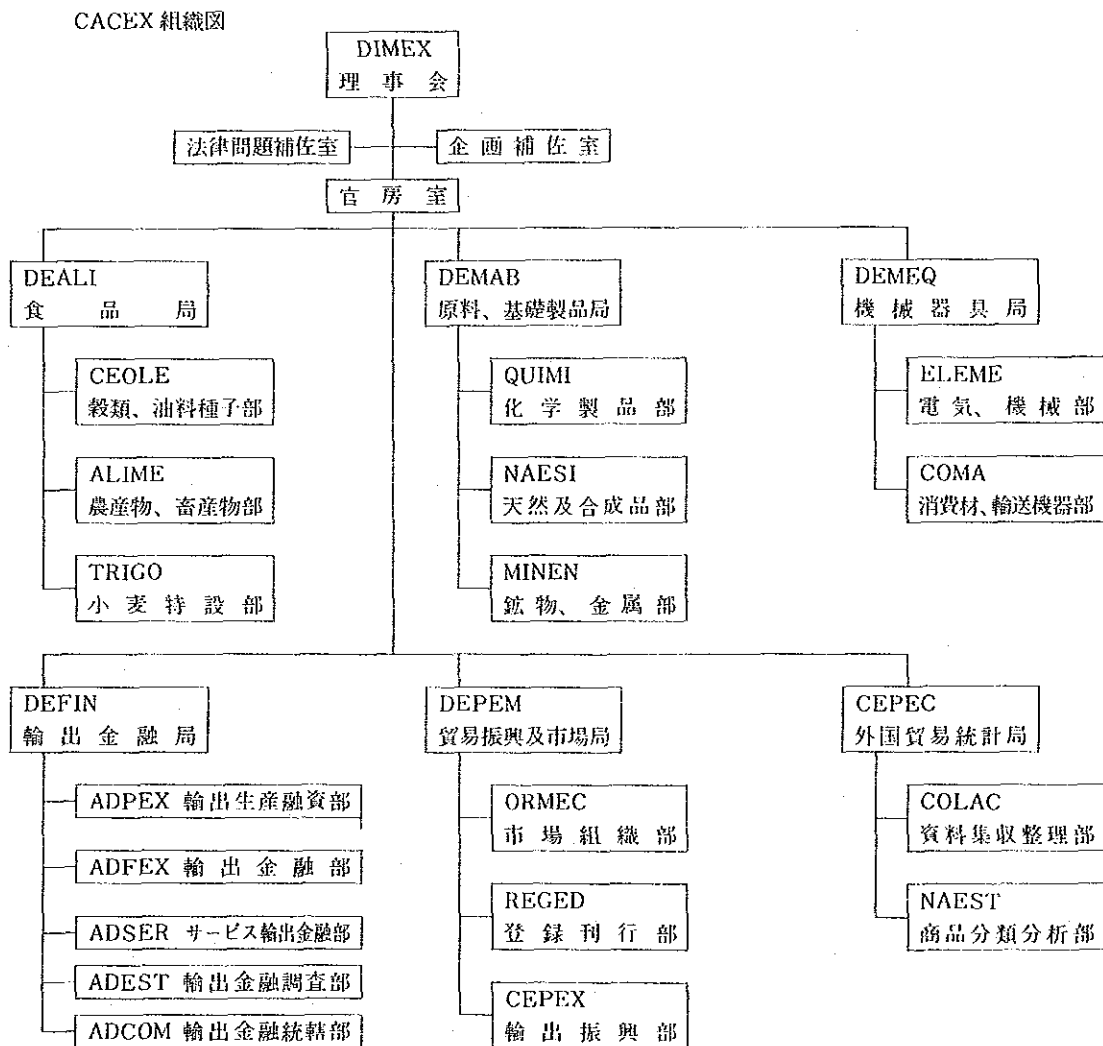
## II, 農産物の輸出入制度

### 機 構

ブラジルの外国貿易に関する政策は外国貿易審議会 (CONSELHO NACIONAL DE COMERCIO EXTERIOR - CONCEX) によって決定され、ブラジル銀行貿易管理局 (CACEX) がその業務を担当している。

外国貿易審議会の最近の政策方針は イ) 輸出量の増大による輸出額の増大 ロ) 輸出製品及び市場の多様化 ハ) 生産の振興による輸出余力の維持、 又輸入面では従来外貨の流出防止と貿易収支目標達成のため極度の輸入抑制措置がとられてきたが、輸入の制限が国内の生産活動を制約する問題が見直され、来年度は生産資材とくに資本財の輸入を拡大し工業生産の活性化を図ることが計画されている。

貿易管理を担当する CACEX の組織は下図の通りである。



## 輸出制度

ブラジル銀行貿易管理局(CACEX)が規制している現行の農産物輸出制度は概要次の通りである。

### 1. 輸出登録

輸出業務はCACEXに正式に登録した者に限って行なうことが出来る。CACEXはこの登録にもとづき国内輸出業者の全貌を把握し、商品別取扱業者を選別し、これにもとづいて輸出業者の保護に必要な保護を与えることになっている。また、この輸出登録は、長期にわたって輸出を行なわない場合や、取引上重大な違反行為を犯した場合はその資格を取消され、罰金を課されることがある。

輸出登録に必要な書類は イ) 会社定款 ロ) 最近の役員選出にかかわる総会議事録 ハ) 会社の定款改訂にかかわる商業登録所の証明書類を基本的な書類とする。

### 2. 輸出商品の分類

輸出商品は制度上次の3種に分類される。

イ、輸出禁止商品

ロ、輸出認証状を必要としない商品

ハ、輸出認証状を必要とする商品

以上の商品分類の中、イ)の輸出禁止商品としては野生の動物、椰子の芯、粳、砂糖キビ等がある。ロ)の輸出許可を必要としない商品は旅行者の手荷物、見本商品等をさし、又、ハ)の輸出許可を必要とする商品には次の4種の分類がある。

イ、事前の許可を必要としないもの

ロ、CACEX以外の機関の許可を必要とするもの、例えば兵器、弾薬、塩等

ハ、価格について特別の規則があるもの、例えばココア、オレンジ・ジュース等

ニ、事前の許可を必要とするもの、例えば大豆粕、木材等

以上の中でCACEX又は他の機関の事前許可を必要とする商品の場合は、その手続きをとり、その他の場合は次の順序に従うことになる。

イ、外国の輸入業者との売買契約の締結

ロ、為替銀行との輸出為替取決め

ハ、輸出認証状の記入とCACEX及び為替銀行への提出

## 輸出書類

輸出書類としては次のものを必要とする。

### 1) 外国向商品課税伝票 (Nota Fiscal de saída para o exterior)

輸出企業より港まで商品に添付される伝票で次の事項が記入される。

イ) 外国の輸入元の名称と住所

ロ) 輸送商品明細、この明細は輸出認証状の内容と一致する

ハ) 国内通貨による価格及び外貨表示価格とその交換レート

ニ) 工業製品の場合は IPI (工業製品税) 及び ICM (商品流通税) の無税を規定した法律番号

### 2) 為替契約 (Contrato de Cambio)

為替銀行との間に行った為替取決めにかかわる契約書

### 3) 輸出認証状 (Guia de Exportação)

一般に輸出認証状と訳されているが適当な訳名がない。内容は輸出者（法人及び個人）の名称、住所、商品の仕向先国、支払方法、船積港、輸出商品の生産地、輸出方法、船積港までの輸送会社名、船積貨物重量、包装の種類、ブラジル商品分類にもとづく番号、商品の形状内容、ラテンアメリカ諸国向けの場合はALADI協約番号、外国通貨建FOB価額、kg表示による正味重量及び総重量、クルザード貨表示の商品価額、運賃の支払先国、保険料の支払先国、為替予約にかかわる事項、外国の代理人に対する手数料等である。

### 4) パッキングリスト (Packing List)

次の事項を記入する：輸出業者の名称と住所、商業インボイスの番号と日付、貨物の種類及び数量、商品の内容、貨物の正味重量と総重量、輸出業者の印と署名。

### 5) 商業インボイス (Fatura Comercial)

次の事項が記入される：輸出業者の名称と住所、輸入業者の名称と住所、契約書番号、支払条件、信用状を開設した場合その番号、為替手形の番号、取引銀行名、原産地と船積港、仕向港、商品輸送を行なう船舶名及び船舶国籍、船荷証券番号、貨物の記号と番号、貨物の種類と量、商品明細、商品の関税分類番号、単位重量及び総重量、FOB総額、運賃及び保険料、輸出認証状の番号、輸出業者の署名、輸入国の要求する事項。

### 6) 為替手形 (Saque ou Cambio)

次の事項を記入する：為替手形の番号、発行場所、満期日、金額、受益者、取立ての基準となる書類（信用状又は商業インボイス）、支払人又は支払の責を負うものの名称と住所、振出人の名称。

### 7) 船荷証券 (Conhecimento de Embarque)

次の事項を記入する：輸出業者の名称、輸入業者の名称と仕向港、貨物明細、商品の総重量、運賃支払の有無、運賃総額、船積港と日付。

### 8) 保険証者 (Certificado de Apolice de Seguro)

個別保険の場合は保険証者 (Apolice)、総合保険の場合は保険証明書の交付を得て為替取引銀行の為替手形と共に提出する。保険証書には次の事項が記入される。輸出業者の名称及び住所、輸入業者の名称及び住所、商品及びその明細、保険金額及び保険料金、保険の契約日と満期日、その他保険業務関連の事項。

### 9) 原産地証明 (Certificado de Origem)

輸入国側の要求に応じて発行されるもので輸入国での通関の際、減免税の措置を受けるために用いられる。主にALADI (ラテンアメリカ自由貿易機構)、SGG (一般特惠関税) において要求される。

### 10) 領事インボイス (Fatura Consular)

中南米諸国向けに輸出する場合、通常この領事インボイスが要求される。一部の国では領事インボイスを特に要求しないが、船荷証券、商業インボイス、パッキング・リストに当該国駐在領事の査証を要求するところもある。また一部の国では高額な領事インボイス手数料を徴求するところもある。

### 11) その他の証明書

以上の書類のほか輸出商品に対する許可、検査、格付けなどの目的で所轄官庁の証明書を必要とするものがある。とくに食糧品や医薬品の場合に多く発生する。

## 船積検査

船積検査は船積時又は船積前に行なわれ、輸出認証状、輸出申告書、又は商業インボイスに記載された内容と実物が一致するかどうかを連邦収税局によって検査される。又、一部の商品、たとえば宝石や貴石など船積前に

CACEXの検査を必要とするものもある。船積みは船積書類の発行、貨物運賃、港湾税、倉庫料、荷役料等の支払、輸送契約、保険契約、船積検査、税関検査のあとに行なわれる。

#### 農畜産物に対する輸出規制

農畜産物に対する輸出規制は次の通り定められている。

##### 1) 生きた動物

輸出禁止品目：雌の牛、水牛、羊、豚、山羊、馬で屠殺を目的とするもの。野生動物、但し、IBDF（ブラジル森林院）に登録され飼育されたものは例外。

輸出一時中止品目：屠殺を目的とした両性の動物、ただし国の経済情勢により大蔵大臣が認可したものはその限りではない。

輸出自由品目：以上の他の場合は輸出は自由に行ない得るが、家畜技術及び家畜衛生にかかわる検査結果については農務省の認可を必要とする。

##### 2) 肉及び食用の臓物

輸出禁止品目：なし

輸出自由品目：肉及び食用の臓物輸出は製品が正式に登録され農務省畜産物検査局の信認を得た施設において輸出用に準備され出荷されるものの場合自由に輸出を行なうことが出来る。

条件つき輸出許可品目：生、冷蔵及び冷凍の牛肉はCACEXに事前の登録を義務とする。

##### 3) 魚、甲殻、軟体動物

輸出禁止品目：全長120mm及び100mm以下の赤伊勢エビ

輸出自由品目：その他の魚介類は正式に登録され、農務省畜産物検査局の信認を得た施設より輸出用として準備され出荷されるものに限り自由に輸出することが出来る。なお、生、冷凍及び冷蔵の伊勢エビの輸出認証状の提出は国内3ヶ所（フォルタレーザ、ナタール及びレシーフェ）に集中される。

##### 4) 牛乳、乳製品、とり類の卵、天然の蜂蜜、動物を原料とする食品

輸出禁止品目：

a) Vermelha 種の蜂蜜

b) 野生動物の卵、但しIBDGの認可を受けた飼育場で生産されたものは例外とする。

輸出自由品目：以上のほかの商品輸出は自由であるが、次の場合は一部の制約がある。

a) 乳製品及び天然蜜は正式に登録され、農務省畜産物検査局の信認を得た施設において輸出商品として準備され出荷されるものであること

b) 脱脂粉乳の輸出はCACEXの事前の許可を必要とする

c) 天然バター及びバター・オイルもCACEXの事前の許可を必要とする

d) 鶏の卵類は全般にCONCEX決議131の規定に従うこと

イ) 生、液体又は粉末の卵は正式に登録され農務省畜産検査局の信任を得た施設において輸出用に準備され出荷されるものであること。

ロ) 孵化用卵の輸出は農務省のコントロール下にある種鶏場のものとする。

##### 5) その他の畜産物

輸出禁止品目：野生動物の皮、その他の部分、羽毛

輸出中止品目：カメの甲（未加工のもの）

輸出自由品目：以上のほかの品目は次の条件下で自由に輸出することが出来る。

- a) 食用のもの：正式に登録され、農務省畜産物検査局の信任を得た施設で輸出用に準備され、出荷されるもの。
- b) 非食用のもの：農務省家畜衛生局が規定する事項を満足すること、農務省は畜産物検査局の信任を得た正式の施設より輸出用として出荷されるものについては輸入国側の条件項目以外はとくに要求しない。又、人工授精による繁殖用を目的とする動物の精液、魚の卵、蚕の卵は CONCEX が定めた規則に従わねばならない。

#### 6) 植物及び花卉

輸出自由品目：植物類及び花卉類の輸出は自由に行ない得るが、輸出船積に際しては農務省植物衛生局が発行する植物衛生証明書を提出することを義務とする。なお、次のものは一部の制約がある。

- a) 天然株より採取した観賞用植物は苗床で栽培されたものであっても IBOF が発行する Guia Forestal (搬出許可証) の提出が要求される。
- b) 苗の輸出については農務省布告 (82年4月14日付) にもとづき“種子 (又は) 苗の輸出許可証”の提出が義務づけられている。
- c) コーヒー苗の輸出については更に
  - イ) Catui, Mundo Novo 及び Burbom Amarelo 種の場合は IBC (ブラジル・コーヒー院) の認可
  - ロ) 観賞用の苗として輸出する場合は IBDF の許可証を添付する必要がある。

#### 7) 野菜類、食用球根類

輸出自由品目：全般に輸出は自由であるが下記の場合のみ条件がつけられる。

- a) ジャガイモは CONCEX が定めた規格分類に従うこと。
- b) 生又は冷蔵した玉ねぎも CONCEX の規格分類に従うこと。
- c) 乾燥したフェイジョンも同様である。

#### 8) 果実及びかんきつ類の殻

輸出一時中止品目：殻つきカジュウ・ナット。

輸出自由品目：その他の品目は自由に輸出出来るが次の条件がある。

- a) ブラジル・ナット (パラ・ナットともいう) は CACEX へ事前の輸出登録が義務づけられている。
- b) 殻なしカジュウ・ナットの場合も CACEX に対し事前の輸出登録を行なう必要がある。
- c) オレンジの生果は CONCEX が定めた規格に従う。

#### 9) コーヒー、茶及び香料

輸出禁止品目：廃棄物に分類されたピメンタ・ド・レイノ。

輸出自由品目：その他の品目の輸出は自由であるが次の条件がある。

- a) コーヒー (インスタント・コーヒーを含む) の輸出の場合
  - イ) 輸出申告：パラナグア、レシーフェ、リオ・デ・ジャネイロ、サルパドール、サントス及びピトリア市の CACEX 支所が受付ける。
  - ロ) 為替契約：船積の前又は船積後に輸出申告及び場合によって輸出認証状をベースとして行なわれる。その際中央銀行及び IBC が設定する基準が尊重される。  
為替契約に対する為替銀行の認印は輸出認証状の全頁にわたって必要とされる。為替契約は又輸出認証状の取得を行った都市以外の場所でも行なうことが出来る。
  - ハ) SUNAMAN (国家商船管理庁) による事前の認証：海上輸送の場合いかなる目的地に向ける製



品の輸出も事前に国家商船管理庁に対し船名と輸送会社名を通知しその認証を受けなければならない。

ニ) 輸出認証状：輸出認証状は輸出申告の内容にもとづいて輸出者が作成し、その発行は輸出申告を行った日の翌日に行なうことが義務づけられている。コーヒー輸出認証状の受け付けは次の都市の CACEX 支店が取扱う。ペロ・オリゾンテ、クリチーバ、イリエウス、ロンドリーナ、パラナグア、レシーフェ、リオ・デ・ジャネイロ、サルバドール、サントス、サンパウロ、バルジーニャ、ピトリア。その際輸出価格は常に輸出認証状に記入されていなければならない。又輸出が部分的に行なわれる場合は船積みされなかった分の取消しを認証状を発行した CACEX 支店に対して要請せねばならない。

ホ) 船積検査：IBC（ブラジル・コーヒー院）及び連邦取税局によって行なわれ、その結果が輸出認証状に記入される。

証明書類：

b) コーヒー種子の場合：次の証明書の添付を必要とする。

イ) 農務省又は農務省が指定する機関により要請される原産地証明書。

ロ) 農務省植物衛生局が発行する植物衛生証明書、植物検疫証明書、Catuai, Mundo Novo 及び Burbom Amarelo の場合は IBC（ブラジル・コーヒー院）の認可を必要とする。

種子が観賞用の場合は以上のほか IBDF（ブラジル森林開発院）が輸出を認めた証明書を必要とする。

c) その他

一粉末の場合を除きピメンタ・ド・レイノの輸出は農務省が設定した規格にもとづく分類が義務づけられている。

一黒ピメンタ（関税番号09.04.01.01）及び白ピメンタ（09.04.01.02）の輸出は事前に CACEX への登録を義務とする。

一精製されたマテ茶の輸出認証状はクリチーバ及びボルト・アレグレ市の CACEX 支店のみで発行される。

## 10) 穀 類

輸出の一時中止品目：穀つき小麦、穀なし小麦、穂つきとうもろこし、稗。

輸出自由品目：その他の穀類の輸出は自由であるが次の事項について特別の条件がある。

a) 種子については種子、種苗の輸出基準（82年4月14日付農務省布告第93）に従うこと。

b) 小麦とライ麦の混合品の場合は CACEX への事前登録を必要とする。

c) 穀つきとうもろこし、及びその他のとうもろこしは次の条件下に置かれる。

一 CONCEX（国家輸出審議会）が定めた規格分類に従う。

一 とうもろこしは輸出に際し品質によって次の3種に分類される。

1 級品	含有水分 14.5%	不純物許容量 1.5%	粒の不揃 11%	醗酵発芽 3%
2 級品	〃 14.5%	〃 2.0%	〃 18%	〃 6%
3 級品	〃 14.5%	〃 3.0%	〃 27%	〃 10%

以上いずれの場合においても CACEX に対し事前の登録を必要とする。

d) 米の輸出は次の条件に従う。

一 CONCEX が定めた規格分類に従う。

—CACEXに事前の輸出登録を必要とする。

e) ソルガム：CONCEXが定めた規格分類に従う。

f) ソバ：CACEXに対し事前の輸出登録を必要とする。登録有効期間90日間。

11) 粉製品、モルト、澱粉

輸出中止品目：小麦粉

輸出自由品目：他の製品の輸出は自由であるが、次の品目についてはCACEXの特別指示に従う。

a) マンジョカ粉、澱粉についてはCONCEXが定めた規格分類に従う。

b) 小麦粉とライ麦の混合物、小麦の胚、小麦澱粉、グルテン等の輸出はCACEXの事前の許可を必要とする。

12) 油糧種子、各種種子及び果実、工業用作物、薬用作物、牧草。

輸出禁止品目：Ipecacuanha (吐根) の種子、苗、根、葉。

輸出中止品目：砂糖キビ。

他の機関の規則に従う品目：種子及び種苗の輸出は農務省又はその他の機関に正式に登録された個人又は法人の生産者又は商人により、種子種苗の輸出を規制した82年4月14日付布告第93号にもとづいて行なう。

輸出自由品目：その他の品目の輸出は自由であるが、次の品目についてはCACEXが定める規則に従わねばならない。

a) 殻つき、又は殻なしの落花生はCONCEXが定めた規格分類に従う。

b) 大豆の種子、搾油粕は次の規定に従う。

イ) 固定価格又は事前取決め価格で輸出することが出来る。

ロ) 製品の輸出は次の場所にあるCACEX支所に登録することが義務づけられている。

マット・グロッソ州カンボ・グランデ市

パラナ州クリチーバ市

サンタ・カタリーナ州フロリアノポリス市

リオ・グランデ・ド・スール州ポルト・アレグレ市

リオ・デ・ジャネイロ州リオ・デ・ジャネイロ市

サンパウロ州サンパウロ市

ハ) 事前の輸出登録はシカゴ商品取引所の取引開始前に申請されねばならない。

ニ) 価格のあと決め販売のためには次の手続きを経ねばならない。

—最終価格の決定は少なくとも輸出認証状発行の日までに行なわねばならず、決定額は翌日のシカゴ取引所開設前にCACEXに通告されねばならない。

ホ) 販売の事実は、取引双方が署名した契約書を提出することにより、販売登録を行った後15日間の期間内に証明されねばならない。

ヘ) 事前の販売登録に設定した条件不履行の場合、新規登録の停止のほか輸出登録に記された販売額FOBの20%の罰金が課される。

ト) 事前の輸出登録には次の事項を記入することが義務づけられている。

—輸出者及び輸入者の名称

—販売年月日

- 一商品の規格内容
- 一当該商品の農年
- 一正味総重量
- 一FOB単価、及び総額
- 一価格あと決めの場合は価格設定条件
- 一販売代理人が存在する場合は、その住所氏名及び手数料
- 一積出港
- 一積込期間
- 一供給者／製造者（商社又はトレーディング・カンパニーの場合）
- 一最終目的地（港及び国）
- 一支払条件

チ) 輸出認証状の有効期間は認証状発行の日より30日間とし、又必要に応じて販売登録に記入されている契約期限まで延期することが出来る。

リ) CONCEXが設定した規格分類に応じるものとする。

c) ヒマ：CACEXに対し販売登録を行なうことが義務づけられている。

d) 油を抽出していない大豆粉：CONCEXが定めた規格分類に従う。

e) グァラナ（粉状及び棒状）：CACEXに対する事前の販売登録が義務づけられている。

f) ハッカ：全上

### 13) ゴム、レジンその他の植物汁及び抽出物

輸出自由品目：この項目に含まれる農産物の輸出は自由であるが阿片の抽出物に対する規制や、カジューナット殻よりの抽出物について CACEX に対する事前登録の義務などがある。

### 14) 動植物油、動植物ワックス

輸出自由品目：この項目に含まれる商品の輸出は自由であるが、次の条件がある。

a) 動物を原料とする食品の場合：正式に登録され農務省畜産物検査局の信認を得た施設で輸出用に準備され出荷されるものであることを条件とする。その他の施設で上記農務省機関の直接の認可を得ていないものの場合でも、関係当局より信任を受け、資格を与えられた生産者が氏名、住所を含むすべての書類を持つ場合は上と同様にみとめられる。

b) 動物を原料とする非食品の場合：農務省家畜衛生対策局の要求に応じなければならない。但し、農務省畜産物検査局の信任を得た施設より出荷される場合は輸入国側の特別の要請以外は特別の規制はない。

c) 大豆油については次の規制がある。

イ) 価格取決め済み、又はあと決めて輸出認証状の申請を行なうことができる。

ロ) draw-back 制度に関連する輸出は事前の販売登録を必要とする。

ハ) 価格のあと決めによる販売の場合は次の手続きをとらねばならない。

一最大限輸出認証状発行の日までに決定せねばならず決定後テレックスのコピーを送付することにより CACEX に通告する。

ニ) 取引当事者が署名した当該契約書を提出することにより、販売登録の日より15日以内に証明さ

れねばならない。

- ホ) 事前登録に設定した販売条件を履行しない場合は、新規の登録の中止、輸出額FOBの20%の罰金を課せられる。
- ヘ) 事前登録には次の事項を必要とする。
  - 一 輸出者及び輸入者の名称及び住所、販売年月日、商品内容、規格分類、収穫農年、正味重量、FOB単価（固定価格の場合）、FOB総額、価格設定条件（価格あと決めの場合）、販売代理人が存在する場合はその名称及び手数料、積出港、積出期間、供給者又はメーカー（商社及びトレーディング・カンパニー取扱いの場合）、最終目的地（国及び港）、支払条件。
- ト) 輸出認証状の有効期間は認証状発行の日より30日間、但し販売登録に記載されている期限まで延長することができる。
- チ) CONCEXが設定した規格分類に従う。
- リ) ヒマ油の場合は次の手続きを必要とする。
  - イ) CACEXに対する事前の販売登録を義務とし、登録の日より180日間以内に船積することを条件とする。
  - ロ) 輸出認証状の有効期間は認証状発行の日より起算して30日間とし、事前登録に定められた180日間まで延長することが出来る。
- ル) カルナウバ・ワックスは次の手続きをとる。
  - イ) CACEXに対する販売登録。
  - ロ) CONCEXが承認した規格分類に従う。
  - ハ) CACEXが定める最低価格に従う。

#### 16) 肉、魚、甲殻類及び軟体動物

輸出自由品目：この項目に含まれる品目は正式に登録され、農務省畜産物検査局の信任を得た施設において調整され出荷されるものである限り、自由に輸出することが出来る。但し、農畜物検査局の認可を得ていない場合でも専門当局の認可を受け、企業の名称及び住所を含む書類を備えている場合は輸出を制約されない。なお、次の商品の場合は特別の条件がつけられている。

- a) コンビーフ、煮沸した牛肉
  - 一 CACEXに対し事前の販売登録
- b) 牛肉エッセンス
  - 一同様に CACEXに対する事前の販売登録を義務とする。

#### 17) 砂糖及びその製品

輸出自由品目：輸出は自由であるが次の制約事項がある。

- a) 砂糖キビ及び砂糖大根を原料とする砂糖
  - イ) 輸出は商工省管下のIAA（砂糖アルコール院）によって行なわれる。
  - ロ) 輸出価格及び輸出重量は砂糖販売委員会が決定する。
- b) 天然蜂蜜との混合物を含む蜜の代用品の輸出は農務省畜産物検査局の認可を必要とする。
- c) 食用とならない糖蜜は商工省砂糖アルコール院による輸出量及びCACEXによる価格上のコントロール下に置かれる。

18) ココア及びその調製品

輸出自山品目：この項目に含まれる製品の輸出は自由であるが、次の条件が付されている。

関税番号	商品名	輸出税(%)	販売登録有効期間	原産地証明
18.01.00.00	ココア(豆)	10	210日	義務
18.02.00.00	ココアの殻他残渣品	10	免除	免除
18.03.01.00	ココア・リコール	10	240	義務
18.03.99.00	その他(粕)	10	360	〃
18.04.00.00	ココア・バター	10	240	〃
18.05.00.00	粉末ココア	10	360	〃
18.06.01.00	原料としてココア粕を50%含む甘味付粉末ココア	5	240	免除

- a) 輸出税：84年4月4日付中銀決議第900にもとづき輸出税の算出基礎は実際に船積された商品金額とする。このため輸出認証状、又はそれに相当する書類に記載されているFOB価格が基準とされる。なお、クルザード貨への換算は輸出認証状発行日の中銀買いレートが適用される。
- b) 上記商品の船積みを保証するために必要な輸出認証状、又はそれに相当する書類の有効期間は認証状発行の日より30日間とし、海上輸送に問題が生じ船積みが可能であることが証明される場合、CACEXの見解により最高限10日間延期することが出来る。
- c) 大蔵省布告第313(26-12-83)にしたがい、ココア及びその副産物の輸出にかかわる輸出税の支払期限は船積みの日より起算して15日間とする。
- d) 前条にかかわる船積みの日とは次の日をいう。  
 イ) 空路又は海上輸送の場合は国際輸送船荷証券の発行日  
 ロ) 陸上輸送の場合は商品が国境の関税当局の管理下に置かれる日
- e) 取引条件：ココア及び副産物の国外への販売はすべてCACEXに登録することを義務とし、輸出者は15日以内に契約書コピーをCACEXに提出する。  
 事前の販売登録は次のCACEX支所において行なわれる。  
 ベレン、イリエウス、イタブーナ、マナウス、サルバドル、サン・ベルナルド・ド・カンボ、サンパウロ及びビトリア。  
 バイア州及びエスピリト・サント州産のココア及び副産物の販売条件は、サルバドル市のブラジル・ココア販売委員会及びビトリア市のココア販売センターにより検討される。
- f) 輸送条件：1968年7月10日付旧商船委員会、現国家商船管理庁決議第3.268号にもとづき、袋詰め又はバラ積みのココアの輸出認証状は、同管理庁に対し輸送船舶名及び輸送会社名を知らせるため、同庁の地方代表部に提出されねばならない。内容に問題がない場合、同管理庁はこれを承認する。
- g) 格付分類：関税番号18.01に分類されるココア(豆)の輸出はCONCEXが承認した規格分類に従わねばならない。このため輸出者は商品の船積みの際し、CEPLAC(ココア栽培復興委員会)が発行する格付証明を提出しなければならない。
- h) 原産地証明：国際協定により国際ココア機構の委任を受けた証明機関としての資格によりココアの前産地証明書を発行し、国際ココア機構の価格調整在庫形成に必要とする資金のブラジル政府分担金にかかわるココア輸出印紙税の適用及びコントロールを行なう。  
 上記原産地証明書は次のCACEX支所より発行される。

ベレン、イリエウス、イタブーナ、マナウス、サルバドール、サンパウロ、ピトリア

- i) 国際ココア協定加盟国間では原産地証明書は船積書類の一部を構成し、協定加盟国に対する輸出の場合にはそのオリジナルを、又非加盟国向けの場合にはコピーを添付しなければならない。

#### 19) 穀物、粉、澱粉調製品

輸出自由品目：この項目に含まれる品目の輸出は下記を条件として自由に行ない得る。

- a) タピオカ（ジャガイモ澱粉を含む）は CONCEX が設定した規格分類に従う。  
b) 小麦粉を含む品目は、ブラジル銀行に対し、補助金の返還にかかわる納入証明書を添付しなければならない。

#### 20) 野菜類、果実調製加工品

輸出自由品目：この項目に含まれる品目の輸出は下記を条件として自由に行ない得る。

- a) オレンジ・ジュース（関税番号 20.07.01.05 及び 20.07.01.06）及びみかん・ジュース（関税番号 20.07.01.03）  
イ) CACEX が設定する最低価格に従う。  
ロ) 輸出認証状は次の CACEX 支所で発行する。  
アララクワラ、リメイラ、リベイロン・プレット、サン・ジョゼ・ド・リオ・プレット、サンパウロ（以上サンパウロ州）、リオ・デ・ジャネイロ、サルバドール（バイア州）。  
ハ) 輸出税の支払義務がある。  
b) マラクジャー・ジュース（関税番号 20.07.01.09）  
イ) CACEX が設定する最低価格に従う。  
ロ) CACEX に対する事前の販売登録を必要とする。

#### 21) その他食品加工品

輸出自由品目：次の条件下に自由に輸出することが出来る。

- a) インスタント・コーヒー（関税番号 21.02.01.01）は第9項の規定に従う。  
b) インスタント・コーヒーを原料とした調製品（アルコール飲料を除く）は事前に商工省 IBC（ブラジル・コーヒー院）の認可を必要とする。但し、コーヒーの含有割合が20%以下の場合で、それが正式に認可された機関で証明される場合に限りその義務が免除される。  
c) パルミット缶詰（関税番号 21.07.06.00）は CACEX の事前の認可を必要とする。

#### 22) 飲料、アルコール飲料及び酢

- a) エチル・アルコールの輸出は商工省砂糖アルコール院(IAA)の事前の承認を必要とし CACEX の価格コントロール下におかれる。このため輸出申請には次の事項を必要とする：  
製品内容の説明、販売日、単価、重量、仕向先、支払条件、船積月。  
b) インスタント・コーヒーをベースとするアルコール飲料（関税番号 22.09.20.00）は商工省ブラジル・コーヒー院（IBC）の認可を必要とする。コーヒーの含有量が20%以下の場合この義務は免除されるが、その証明は正式に認可されたラボラトリーのものであることを条件とする。

#### 23) 食品工事の残滓物、家畜用飼料

輸出自由品目：この項に含まれる品目は次を条件として自由に輸出することが出来る。

- a) 食用に適しない魚、甲殻類、軟体動物の粉末（関税番号 23.01.01）は農務省家畜検査局の認可を受

けた施設で、輸出用に調製されたものである場合に限り輸出が認められる。

b) 大豆粕（関税番号23.04.05）

イ) 固定価格又は価格あと決めで輸出登録を行なうことが出来る。

ロ) draw-backの場合をも含む輸出はCACEXの事前の販売許可を条件とする。

同認可の取付けは次のCACEX支所において行なう。

カンボ・グランデ、クリチーバ、フロリアノポリス、ポルト・アレグレ、リオ・デ・ジャネイロ及びサンパウロ。

ハ) 価格のあと決めによる販売には次の手続きを踏まねばならない。

最終価格の決定は最大限輸出認証状の発行の日までに行なわねばならず、価格決定のテレックス・コピーをCACEXに提出せねばならない。

ニ) 販売は取引双方が署名した契約書を提出することにより、販売登録発行後15日（週日）の期間内に証明されねばならない。

ホ) 事前の登録において定められた販売条件を履行しない場合、新規登録の中止、及び輸出FOB価額の20%の罰金が課される。

ヘ) 事前の販売登録には次の事項を必要とする。

一輸出及び輸入業者の名称及び住所、販売年月日、格付明細にもとづく商品明細、当該作物の収穫農年、ネット重量、FOB単価（価格とり決めずみの場合）、FOB総額、価格設定条件（価格あと決めの場合）、販売代理人手数料、その名称及び住所、船積港、船積期間、供給者／メーカー（輸出が商社又はトレーディング・カンパニーによって行なわれる場合）、最終目的地（国及び港）支払条件。

ト) 輸出認証状の有効期間は認証状発行の日より起算して30日間とし、必要に応じ販売登録に記された契約期間まで延長することが出来る。

チ) CONCEXが定めた規格分類に従う。

24) 煙草

輸出自由品目：この項目に含まれる品目はすべてCONCEXが設定した規格分類に従うことを条件として自由に輸出することができる。

25) 天然及び合成ゴム

輸出自由品目：天然ゴム（関税番号40.01及び40.06）の輸出は商工省ゴム管理庁、又はその代行機関としてのアマゾン銀行の認可を必要とする。又米国に向ける場合は輸出税が徴収される。

26) 皮革

輸出禁止品目：野生動物の皮革はいかなる形状においても輸出は禁止されている（1967年1月3日付法律第5197号にもとづく）。但し、飼育された野生動物でIBDFの認可を受けたもの場合はこの限りではない。その他の皮革の場合は a) 輸出税の支払 b) 一物品目について基準価格の設定、を条件として輸出することは自由である。

27) 木材

一般的な輸出の取扱いについては80年5月5日付CONCEX決議第128号にもとづいている。輸出禁止品目としては a) 木材の屑 b) 丸太及び単に四面を削った角材、但し桐の場合は例外。

その他の品目は次を条件として自由に輸出できる。

- a) XAXIM材の輸出は農務省 IBDF (森林開発庁) の事前の認可を必要とする。
- b) 木炭も全上。
- c) 桐の場合は CACEX に対する事前の販売登録及び輸出税の支払が義務づけられている。
- d) 厚さ 5mm 以上の板の場合は CACEX に対する事前の販売登録、松材でイスラエル、アルゼンチン、ウルグァイ及びヨーロッパ各国向けの場合、及びインブイア材でアフリカ向けの場合は木材輸出統轄委員会の監督下におかれる。
- e) 鉄道用枕木
  - イ) 輸出税の支払。
  - ロ) アマゾン地方原産のものについては積出港はアマゾン地域の港とする。
  - ハ) マット・グロソン及びマット・グロソン・ド・スール州を原産地とするもの場合、大西洋岸での船積みの際原産地を証明する書類(税務伝票、鉄道、道路輸送の送り状等)を必要とする。但し、パラナ州の場合はこの義務は免除される。但し、事前の販売登録はいずれの場合においても必要である。

## 28) 絹

輸出禁止品目：まゆ (関税番号 50.01.00.00)

輸出自由品目：まゆ以外の品目は自由に輸出出来るが、日本向けの場合は次の事項を守らねばならない。

小売用に調製されていない絹糸、生絹(関税番号 50.02.00.00 及び 50.04.00.00)は CACEX に対する事前の販売登録を必要とし、CACEX が定める最低価格、輸出割当てに従わねばならない。

## 輸入制度

83年以降、ブラジルの貿易収支は為替政策を中心とした積極的な輸出振興政策による輸出の増大と、極度の輸入抑制によって達成されてきた。これは82年末債務の返済に窮したブラジルが IMF に救援を求めて以来、その条件として83年以降の貿易収支目標達成が義務づけられたためでもあり、巨額にのぼるサービス収支の赤字を補填する唯一の方法が貿易収支の黒字達成以外になかった情勢によるためでもあった。従って輸出面における振興策とは逆に輸入面では輸入許可の取得が困難となり、許可を取得しても取得までに長期の期間を要するなど多くの問題を生じてきた。この間84年以降、ブラジルの輸入に大きな割合を占める石油輸入が代替燃料の国産増加や国際石油価格の下落によって減少したことや、同じく大型の輸入項目である小麦の輸入が国産の大幅な増加によって減少した反面、工業製品を中心とする輸出が伸びたため87年にいたるまで年頭の貿易収支目標を上回る実績が続いた反面、輸入の抑制とくに工業部門における資本財の輸入減少は工業界の生産能力を落すこととなる。この状況が続く場合、工業製品の輸出減少が予想されて来たことから、ようやく生産資材輸入の必要性が感じられるようになり、これらの資材輸入に対する IOF (金融操作税) の免除など輸入緩和の方向に動き出している。最近の CACEX 発表によると88年度の貿易収支目標は、87年の黒字確定 109 億ドルを10億ドル以上下回る96億ドルに止める予定となっている。

ブラジルの輸入は概要次の通り規制されている。

原則として輸入は次の4種に分類される。

- 1) 輸入許可を必要としないもの



- 2) 輸入認証状にもとづいて輸入されるもの
- 3) 輸入禁止または停止
- 4) 特別の規制下にある輸入

上の4種の規制の中、輸入許可を必要としないものとは旅行者の手荷物や見本商品等で一定の金額以内のものに限定される。

輸入認証状 (Guia de Importação) にもとづいて輸入されるものには更に船積前に事前の許可を必要とするものとそれ以外のものとに分けられる。船積前に事前の許可を必要とするものとしては次のものがある。

- 1) 連邦政府、州政府、市庁、公社が行なう輸入
- 2) 国産類似品の検査を必要とする輸入
- 3) 180日を超える支払期限の条件のもとに行なわれる輸入
- 4) 無為替輸入
- 5) 見本市、展示会等での出品商品
- 6) CONCEX (外国貿易審議会) が定める条件下で使用される機械、設備、器具、工具類
- 7) 他の政府機関の事前の検査又は認可を必要とする輸入

輸入禁止製品としては従来、外交関係を持たなかったキューバよりの輸入が全面的に禁止されていたが87年に国交が回復し、この禁止条令は解かれた。その他CACEXが特に定める商品となっており、この中には農産物の規定に該当しない農薬や、一定金額以上の遊興用船舶等が含まれている。

また、一時的に輸入が停止されている商品は、各段階の経済情勢下で輸入が適当でないと認められる商品でCACEX布告をもって一般に通達される。農産物は気象条件から絶対量が不足する作物や国内供給の調整、とくに価格の高騰を抑え供給の正常化を図るために行なわれる輸入以外は全面的に輸入認証状は発行されていない。農産物の中で輸入が認められている品目、すなわち輸入停止の例外となっている主な品目としては次のものがある。

#### 1) 畜産物及び魚類

畜産物	繁殖を目的とした家畜	種馬、種牛、1日ヒナ等
	牛肉 (冷凍及び生肉)	国内供給状況により輸入が許可される
魚類	ブラジルで漁獲されない魚	ノルウェーよりの鱈の輸入
ミルク類	粉乳	
	孵化用鶏卵	

#### 2) 農産物

##### 野菜類及

び果実	にんにく	主にアルゼンチン、スペインより輸入
	種用じゃがいも	オランダ、西独、スウェーデンよりの輸入
	オリーブ実	主にアルゼンチンより輸入
	フェイジョン (黒及び白)	国内の供給状況により輸入が許可される。 米国、メキシコよりの輸入が多い。
	乾ぶどう	アルゼンチン、チリーよりの輸入
	胡桃及び栗	クリスマス用品としてチリー、ポルトガルより輸入。

	りんご	アルゼンチン、スペイン、北米等より輸入、アルゼンチンとの間に協定がある。
	梨	アルゼンチン、ポルトガル、ウルグァイ、北米等より輸入
	すもも	主にアルゼンチンより輸入
穀類	小麦	絶対量が不足する最大の輸入項目で、アルゼンチン、カナダ、北米より輸入する。
	大麦	ウルグァイ、オーストラリア、アルゼンチン、チリー等より輸入。
	とうもろこし	国内の生産状況如何によって輸入が許可される。
	アルピステ	アルゼンチンより輸入
	麦芽（モルト）	ビール工業原料として毎年輸入、西独、デンマーク、チリー、アルゼンチン、東独等より輸入。
	大豆（豆）	国内搾油工業原料として draw-back 制度による輸入、主にアルゼンチン及びパラグァイより輸入される。
種子類	ヒマ種子、亜麻種子	ヒマ種子はパラグァイ、亜麻種子はアルゼンチンより輸入
	野菜種子	米国、日本を主体として輸入
	ポップ	米国、西独より輸入
油脂	大豆油（粗油及び精製油）	国内搾油工業原料として “draw-back” による輸入
	オリーブ油	アルゼンチンより輸入
飲料	ぶどう酒、ヴォッカ酒、ウイスキー	

又、次の場合は輸入の一時停止措置は受けない。

- イ) “draw-back” 制度による輸入、すなわち、国内で加工したのち輸出を目的とする原料輸入
- ロ) 技術、学術、社会福祉、教育等を目的とした外国よりの寄贈
- ハ) ラテン・アメリカ連合システムの中での二国間又は多国間協定（特惠リスト、工業補完協定等）に含まれるもの。
- ニ) 政府が国内供給を目的として輸入を行なう場合（上記リストの中、小麦、とうもろこし、麦芽等）
- ホ) マナウス自由港による輸入で政府が定める限度以内の場合
- ヘ) B E F I X 制度（政府との間に協定した多年度にわたる輸出計画で税務上の恩典を受ける制度）における輸出用製品の国産に必要とする原材料、半成品、部品等の輸入
- ト) トラクター、道路用機械、農機具の製造に必要とする資材、部品
- チ) その他ブラジルの輸出政策にとって利益となる輸入

特別の規制下にある輸入とは、国の貿易収支に影響すると判断されるものや国内価格との均衡を破ると判断されるもの、更にブラジルの輸出に対して差別的な取扱いをする国よりの輸入は大蔵大臣の事前の承諾により輸入が中止されることがある。

#### 輸入業者と輸入計画

輸入を行なうものは輸入業者として正規に登録されたものに限り、これらは年間輸入計画を C A C E X に対して提出しなければならない義務を負わされている。この際、輸入を申請するもの前年度における輸出実績、個々の貿易収支、国産化率の義務等が勘案される。

### Ⅲ、貯蔵部門の現状と今後の計画

農産物流通システムの中でのネックの一つとされている貯蔵部門の現状は次の状況にある。

#### Ⅰ) 貯蔵能力

全国倉庫台帳のデータによると1985年12月末における全国の倉庫網は66,443千トンの能力を有している。この貯蔵倉庫網とは袋詰めした製品の貯蔵に向けられる倉庫（通称デポジット及び単に倉庫）とバラ積みのための穀物庫及びサイロによって構成される。

デポジットと呼ばれる倉庫は普通の倉庫よりも技術水準は低く極めて不備なものが多い。従って緊急の場合で、もしこれを利用しない場合は生産物の全量が損失するおそれがある場合のみに使用されるもので、完全かつ効果的な倉庫能力に加えられるべき性質のものではない。このデポジットは全国に6,345千トンの貯蔵能力とされているので、これを除外して考えると実際の農産物保管に当てられる適切な貯蔵能力は60,098千トンとなる。

一般に貯蔵倉庫は次の4種の目的別に分けられ、上記能力は夫々次の通り配分されている。

##### イ) 集荷倉庫 (Armazém Coletora)

集荷倉庫は農産物に限って利用される。農業地帯に設置された倉庫で、その規模は生産される作物の種類及び量によって決定される。

この倉庫の基本的な目的は一定の時期内に適切な条件下で収穫が支障なく行なわれることにあり、収穫物の乾燥、不純物の除却、保管のプロセスの中で収穫物の損失を防ぐことにある。

国内倉庫台帳によると集荷倉庫の総能力は44,058.6千トンで、この中27,182.6千トンが袋詰め用、16,876千トンがバラ積み用となっている。

集荷倉庫の中、自己の農場内にあるのは総能力のわずか3%に過ぎない。

##### ロ) 中間倉庫 (Armazém Intermediário)

中間倉庫は農産物の移動、販売のために必要とされる倉庫で農産物の流通を調整し、食用、家畜飼料用の需要に応じるものであり、最終段階の倉庫にいたる中間のプロセスのために利用される倉庫を指す。

この種の倉庫の規模は一般に大きく、コスト低減の意味からも利用度が高い。中間倉庫の位置は生産地帯に近い第一次産品の集散地、主要道路及び鉄道の分岐点、川や湖の港、幹線の都市にわたっている。

全国倉庫台帳によると中間倉庫の全国貯蔵能力は9,253,996トンで、この中5,145,738トンがバラ積み用倉庫、4,108,258トンが袋積み用倉庫となっている。各州別能力の明細は次表の通りである。

##### ハ) ターミナル倉庫 (Armagem Terminal)

名称が示すように最終目的地に設置される倉庫で港に設置された倉庫、国内、国外への供給を目的とした貯蔵倉庫を指す。最近では国内の他地域へ供給する倉庫として、又輸入品の国内向け流通を調整する倉庫としての重要性を帯びており、価格調整のための戦略的倉庫としての役目も持つようになっている。

ターミナル倉庫の能力合計は6,785,430トンで、この中3,947,488トンが袋詰め用、又2,837,942トンがバラ積み用となっている。

#### Ⅱ) 戦略用倉庫

戦略用倉庫とは農産物の国内供給量を調整し、価格の変動を押えることを目的としたものであり、そのための戦略的位置と考えられる大中都市に置かれる。この種の倉庫はその性質上大型のもので長期の貯蔵に耐える条件を備えたものでなければならない。現在までのところ、ブラジルにはこの種の倉庫は存在しない。

全国貯蔵能力：集荷倉庫（1986年）

トン

州 別	バ ラ 積	袋 詰 め	計
北 部 地 方			
ロ ン ド ニ ア	—	97,624	97,624
ア ク レ	—	12,997	12,997
ア マ ゾ ー ナ ス	3,900	49,212	53,112
ロ ラ イ マ	—	4,201	4,201
パ ラ ー	24,211	98,532	122,743
ア マ パ	—	242	242
小 計	28,111	262,808	290,919
東 北 地 方			
マ ラ ニ ヨ ン	3,894	270,861	274,755
ピ ア ウ イ	—	64,297	64,297
セ ア ラ	11,255	190,137	201,392
リオ・グランデ・ド・ノルテ	4,395	121,765	126,160
パ ラ イ ー バ	4,673	106,232	110,905
ベ ル ナ ン ブ コ	56,162	146,968	203,130
ア ラ ゴ ア ス	129	85,737	85,866
セ ル ジ ッ ペ	—	19,813	19,813
バ イ ア	4,901	202,368	207,269
小 計	85,409	1,208,178	1,293,587
中 西 部 地 方			
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ	765,549	1,104,505	1,870,054
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ ・ ド ・ ス ー ル	1,076,529	723,577	1,800,106
ゴ ヤ ス	1,073,460	2,216,588	3,290,047
ブ ラ ジ リ ア	20,318	21,654	41,972
小 計	2,935,856	4,066,323	7,002,179
南 東 地 方			
ミナス・ジェライス	553,147	1,657,710	2,210,857
エスピリト・サント	43,434	195,568	239,002
リオ・デ・ジャネイロ	57,544	296,908	354,452
サンパウロ	2,964,399	5,462,955	8,427,354
小 計	3,618,524	7,613,141	11,231,665
南 部 地 方			
パ ラ ナ	6,529,711	4,943,780	11,473,491
サンタ・カタリーナ	984,008	598,229	1,582,237
リオ・グランデ・ド・スール	2,694,376	8,490,300	11,184,676
小 計	10,208,095	14,032,309	24,240,404
全 国 計	16,875,995	27,182,759	44,058,754

出所：Cadastro Nacional de Unidades Armazenadoras - CIBRAZEM

全国貯蔵能力：中間倉庫（1986年）

トン

州 別	バラ 積	袋 積 み	計
北 部 地 方			
ロ ン ド ニ ア	—	3,000	3,000
ア ク レ	—	4,350	4,350
ア マ ソ ー ナ ス	3,900	10,067	13,967
ロ ラ イ マ	—	8,499	8,499
パ ラ ー	211	19,532	19,743
ア マ バ	—	242	242
小 計	4,111	45,690	49,801
東 北 地 方			
マ ラ ニ ヨ ン	—	59,071	59,071
ピ ア ウ イ	—	27,750	27,750
セ ア ラ	—	15,282	15,282
リオ・グランデ・ド・ノルテ	—	18,468	18,468
パ ラ イ ー バ	4,672	31,528	36,200
ペ ル ナ ン ブ コ	8,505	11,361	19,866
ア ラ ゴ ア ス	129	27,307	27,436
セ ル ジ ッ ベ	—	5,275	5,275
バ イ ア	4,312	59,130	63,442
小 計	17,618	255,172	272,790
中 西 部 地 方			
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ ン	174,469	255,343	429,812
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ ン ・ ド ・ ス ー ル	328,574	207,172	535,746
ゴ ヤ ス	339,729	751,337	1,091,066
ブ ラ ジ リ ア	20,318	21,654	41,972
小 計	863,090	1,235,506	2,098,596
南 東 地 方			
ミ ナ ス ・ ジ ャ ラ イ ス	246,996	203,258	450,254
エ ス ピ リ ト ・ サ ン ト	—	67,860	67,860
リ オ ・ デ ・ ジ ャ ネ イ ロ	—	—	—
サ ン パ ウ ロ	424,908	673,872	1,098,780
小 計	671,904	944,990	1,616,894
南 部 地 方			
パ ラ ナ	1,836,594	766,237	2,602,831
サ ン タ カ タ リ ー ナ	214,532	55,219	269,751
リ オ ・ グ ラ ン デ ・ ド ・ ス ー ル	1,537,889	805,444	2,343,333
小 計	3,589,015	1,626,900	5,215,915
全 国 計	5,145,738	4,108,258	9,253,996

出所：Cadastro Nacional de Unidades Armazenadoras - CIBRAZEM

全国貯蔵能力：ターミナル倉庫（1986年）

トン

州 別	バラ 積	袋 積 み	計
北 部 地 方			
ロ ン ド ニ ア	—	—	—
ア ク レ	—	4,350	4,350
ア マ ソ ー ナ ス	3,900	10,067	13,967
ロ ラ イ マ	—	8,499	8,499
バ ラ ー	30,438	66,041	96,479
ア マ ー パ	—	242	242
小 計	34,338	89,199	123,537
東 北 地 方			
マ ラ ニ ヨ ン	6,360	60,053	66,413
ピ ア ウ イ ウ イ	—	—	—
セ ア ラ	31,613	145,703	177,316
リオ・グランデ・ド・ノルテ	4,653	21,982	26,635
バ ラ イ ー バ	—	35,136	35,136
ベル ナ ン ブ コ	60,638	154,760	215,398
ア ラ ゴ ア ス	24,515	292,245	316,760
セル ジ ッ ベ	7,554	2,280	9,834
バ イ ア	30,478	189,528	220,006
小 計	165,811	901,687	1,067,498
中 西 部 地 方			
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ ン	—	—	—
マ ッ ト ・ グ ロ ッ ソ ン ・ ド ・ ス ー ル	—	—	—
ゴ ヤ ス	—	—	—
ブ ラ ジ リ ア	20,318	21,654	41,972
小 計	20,318	21,654	41,972
南 東 地 方			
ミ ナ ス ・ ジ ョ ラ イ ス	—	8,460	8,460
エ ス ピ リ ト ・ サ ン ト	10,827	125,326	136,153
リ オ ・ デ ・ ジ ャ ネ イ ロ	113,486	434,337	547,823
サ ン パ ウ ロ	625,163	1,519,796	2,144,959
小 計	749,476	2,087,919	2,837,395
南 部 地 方			
バ ラ ナ	773,913	695,726	1,469,639
サ ン タ ・ カ タ リ ー ナ	186,530	61,221	247,751
リ オ ・ グ ラ ン デ ・ ド ・ ス ー ル	907,556	90,082	997,638
小 計	1,867,999	847,029	2,715,028
全 国 計	2,837,942	3,947,488	6,785,430

出所：Cadastro Nacional de Unidades Armazenadoras - CIBRAZEM

## II) 貯蔵需要

貯蔵を必要とする農産物は次の4つのグループに分けられる。

- 1) 国内で生産される農牧及び漁獲物ならびにそれらの副産物
- 2) 国内で生産された産物の製造加工品
- 3) 輸入される農牧及び漁獲物とそれらの副産物
- 4) 輸入原料の加工品

また貯蔵の形態はバラ積みと袋詰めの二種に分けられる。この中バラ積みの貯蔵施設を必要とする農産物には次のものがある。

米、小麦、からす麦、ライ麦、大麦、ヒマ、とうもろこし、大豆、ソルガム、結晶糖。IBGE (ブラジル地

バラ積み貯蔵を必要とする農産物の生産量 (84/85)

1,000トン

区 分	北 部	東 北 部	中 西 部	南 東 部	南 部	計
米	402.2	1,136.3	1,969.5	1,561.8	3,949.4	9,019.2
小 麦	—	—	318.6	308.9	3,619.7	4,247.2
か ら す 麦	—	—	—	—	162.1	162.1
ラ イ 麦	—	—	—	—	13.4	13.4
大 麦	—	—	—	—	161.5	161.5
ヒ マ	—	325.1	13.0	38.0	39.8	415.9
とうもろこし	318.7	1,526.8	2,435.8	6,214.5	11,521.4	22,017.2
大 豆	—	84.6	5,662.8	1,843.0	10,688.0	18,278.4
ソ ル ガ ム	—	64.0	26.2	42.4	125.2	257.8
糖 蜜	—	1,603.2	—	89.4	—	1,692.6
計	720.9	4,740.0	10,425.9	10,097.9	30,280.5	56,265.2

出所: IBGE, IAA

袋積み貯蔵を必要とする農産物の生産量 (84/85)

1,000トン

区 分	北 部	東 北 部	中 西 部	南 東 部	南 部	計
綿	2.0	643.0	244.4	911.2	1,035.7	2,836.3
落 花 生	—	7.8	7.3	291.3	32.9	339.3
コ ー ヒ ー	—	118.3	—	3,047.0	588.1	3,753.4
フ ェ イ ジ ョ ン	62.5	718.7	149.8	666.2	950.0	2,547.2
煙 草	—	52.6	2.6	4.8	350.9	410.9
ジ ュ ー ト	21.2	—	—	—	—	21.2
マ ル バ	40.1	2.2	—	—	—	42.3
ラ ミ ー	—	—	—	—	10.0	10.0
サ イ ザ ル	—	290.9	—	—	—	290.9
結 晶 糖	—	1,773.1	48.0	4,300.2	181.6	6,302.9
マンジョカ粉	499.9	1,520.3	154.9	347.2	594.4	3,114.8
計	625.6	5,126.9	607.2	9,568.0	3,741.5	19,669.1

出所: IBGE, IAA

理統計院)及びIAA(砂糖アルコール院)のデータによると、これらの生産量は1985年度において56,265.2千トンであった。

これに対して袋詰め又は梱包の状態での貯蔵施設を必要とするものとしては綿、落花生、コーヒー、フェイジョン、煙草、ジュート、マルバ、ラミー、サイザル、結晶糖及びマンジョカ粉があり、IBGE(ブラジル地理統計院)及びIAA(砂糖アルコール院)のデータによると、その生産量は84/85農年において19,669.1千トンであった。

上の二つの統計を合計すると75,934.3千トンとなり、これが現時点における貯蔵需要量となる。今後1990年までに倉庫需要を増加させる要素としては次の事項が考えられる。

- a) 1990年において倉庫貯蔵を必要とする農産物の量は90,000千トンを上廻る予想である。
- b) 1990年における国内の食糧需要を満たすためには現状を20,000千トン上廻る供給量を必要とする。この量は国内生産の増加及び輸入によって調達される。
- c) 1990年における食糧品の消費量は25,985.6千トンと推定される。この量は1月平均2,165.5千トンとなり3ヶ月分の貯蔵を保証する場合6,500.0千トンの倉庫を必要とする。

1990年における食糧品消費量推定

1,000トン

区 分	北 部 地 方	東 北 地 方	中 西 部 地 方	南 東 部 地 方	南 部 地 方	計
米	699.0	1,581.1	900.4	5,171.1	1,433.4	9,784.8
フェイジョン	161.3	1,350.3	197.0	1,500.4	505.4	3,714.4
とうもろこし	13.0	441.4	16.2	455.7	288.8	1,215.1
小 麦	321.6	878.4	352.0	2,158.2	1,046.9	4,757.0
マンジョカ粉	255.5	1,909.7	233.7	284.6	79.0	2,762.5
砂 糖	201.4	747.3	239.4	1,941.4	622.4	3,751.9
計	1,651.7	6,908.1	1,938.7	11,511.3	3,975.8	25,985.6

出所：CIBRAZEM

- d) 以上の人口増加に伴う貯蔵需要増加のほか、国内農牧産品の移動に伴う追加需要を考慮する必要がある。すなわち商業中心地、工業中心地、消費中心地及び港のそれぞれの地帯に農産物の移動が行なわれる場合、最少限二つの倉庫(送り出し側と受け入れ側)がこの移動のために用いられることになる。このことはこれらの倉庫の貯蔵能力を固定させることになり超過需要とみななければならない。

PORTOBRASのデータによると85年中に生産地帯より国内の主要港に移動した穀類及び粕類の量は約14,355千トンで、中でもとうもろこしが大半を占めたが、年内でもっとも大きい移動を記録した月には2,300千トンが記録されている。したがって上の超過需要を考える場合、そのベースは2,300千トンと考えておくのが妥当である。

又、今後の倉庫需要を分析する上で考慮すべき事項として次の項目があげられる。

- 1) 最初の前提としてはバラ積み倉庫の能力は袋積み倉庫の能力によってカバーされるべきではないこと、それぞれに使用目的が異なるためこれを混同するとコスト上大きな損失を蒙ることになる。一方に余剰があるからといって他方の不足をカバーする性質のものではない。
- 2) 各倉庫の所有形態と利用形態が倉庫の供給力に関連を持っている。すなわち倉庫は、その所有者と使用目的に従って大きく公共用とプライベート用に大別される。前者はブラジル倉庫公社や協同組合の持つ倉庫で一般の農業者が利用出来る倉庫を指し、後者は工場や商社、大型の生産者が所有する倉庫で、所有主の



利用のみに限定され、一般に解放されない倉庫である。公共部門の中ではIBC（ブラジル・コーヒー院）やIAA（砂糖アルコール院）の専用倉庫などもこの部類に属し、一般の利用に供されない。CIBRAZEMのデータによると86年度における国内倉庫の使用形態は次の通りである。

使用目的別倉庫分類（1986年）

トン

区 分	貯 蔵 能 力		全体に対する %
	トン	%	
一般対象			
公共倉庫	8,508,431	27.85	14.15
民間倉庫	6,351,578	20.80	10.57
組合倉庫	15,683,173	51.35	26.10
小計	30,543,182	100.00	50.82
プライベート使用			
公共倉庫	3,309,485	11.20	5.51
商業倉庫	7,543,600	25.52	12.55
工業倉庫	18,701,800	63.28	31.12
小計	29,554,885	100.00	49.18
合 計	60,098,067	100.00	100.00

出所：Cadastro Nacional de Unidades Armazenadoras

- 3) 各種別倉庫の中で最初の集荷倉庫の貯蔵需要は影響地域の生産量の50%というのが、CIBRAZEM（ブラジル倉庫公社）が用いている基準である。このパーセンテージは、収穫の頻度、収穫中の損失、種子の保存、農家の消費量及び最初の取引量を考慮して設定されたものである。このパーセンテージは機械化がすすむにつれて、又販売が遅れたり困難に直面する場合増加する性質のものである。
- 4) 中間倉庫については集荷倉庫の能力に直接関連するものであるが、その規模は通常生産地帯に設置されている貯蔵能力の最少限50%とされている。  
したがって集荷倉庫と中間倉庫だけで生産量の75%を収容し得る規模が必要となる。
- 5) 中間倉庫に入った生産物の一部は船積みのため港にあるターミナル倉庫に移される。このターミナル倉庫に要求される能力は外国向け、又は沿岸航路用船舶の能力に関連するほか、各輸送回廊とも直接関連を持つ性質のものである。現在のところターミナル倉庫における袋積み倉庫は一応需要を満たしているので、絶対的に不足しているバラ積み倉庫だけが増設を必要としている。
- 6) 戦略倉庫の場合は各種の事態により需要量は変化する。国内供給の平常化と海外への輸出を保証することを目的とするものであれば、その総量を基準とし、又国内市場のみに対応する場合であれば国内供給量が基準とされ、何ヶ月分の貯蔵を必要とするかで倉庫需要が決定する。通常3ヶ月間が一般に考えられる期間である。これは生産量の25%に相当する。  
以上によりターミナル倉庫を除外しても、貯蔵倉庫の能力はその年の生産量を上回るものでなければならない。

### III) 倉庫の需要関係

先に示した通り、バラ積みの倉庫を必要とする農産物は56,265.5千トン、また袋積みの貯蔵を必要とする農産物の量は19,669.1千トンで、合計75,934.6千トンの需要に対し既存の貯蔵能力は合計60,098.0千トンで、その内訳はバラ積み倉庫が24,859.7千トン、袋積み倉庫の能力が35,238.3千トンである。

倉庫の地域別分布状態

地域別	比率%
南部地方	53.5
南東地方	15.2
中西部地方	26.1
東北部地方	4.4
北部地方	0.8
計	100.0

出所：CIBRAZEM

この数字にみられる通り、バラ積における倉庫の不足、袋積における倉庫能力の余剰が明らかとなっている。しかし全体的には貯蔵能力は生産総量に劣っており、更に使用目的別にみた場合、一般に利用出来る倉庫が全体の約半分に過ぎないのが現状であり、貯蔵態勢は深刻な状況にあるといえる。とくに最近農業地帯に組入れられた前線地域では、倉庫不足は極めて深刻な問題であり少なからぬ損失をあたえている。

又、他の問題点として特定地域への集中傾向があり、南部、南東地方が貯蔵態勢を整えているのに対し、北部、

地域別貯蔵能力と1990年の需要量比較

A. 集荷倉庫

地域別	区分	供給能力	需要量	過不足
北部地方	袋積	262,690	312,500	(-) 49,810
	バラ積	28,111	360,500	(-) 332,389
東北部地方	袋積	1,208,178	2,563,500	(-) 1,355,322
	バラ積	85,409	2,370,500	(-) 2,285,091
中西部地方	袋積	4,108,258	301,000	(+) 3,807,258
	バラ積	2,935,856	5,212,500	(+) 2,276,644
南東部地方	袋積	7,613,141	4,694,000	2,919,141
	バラ積	3,618,524	5,049,000	(-) 1,430,476
南部地方	袋積	14,032,309	1,870,500	12,161,809
	バラ積	10,208,095	15,140,000	(-) 4,931,905
全国	袋積	27,182,600	9,741,500	(-) 1,405,132
	バラ積	16,875,995	28,132,500	(-)11,256,505

B. 中間倉庫

北部地方	袋積	45,690	156,250	(-) 110,560
	バラ積	41,111	180,250	(-) 176,139
東北部地方	袋積	255,172	1,181,750	(-) 1,026,578
	バラ積	17,618	1,185,250	(+) 1,167,632
中西部地方	袋積	944,990	2,347,000	(-) 1,402,010
	バラ積	671,904	2,524,500	(-) 1,852,596
南東部地方	袋積	1,626,900	936,250	691,650
	バラ積	3,589,015	7,570,000	(-) 3,980,985
南部地方	袋積	1,235,506	150,500	1,085,006
	バラ積	863,090	2,606,250	(-) 1,743,160
全国計	袋積	4,108,258	4,771,750	(-) 2,539,148
	バラ積	5,145,738	14,066,250	(-) 8,920,512

出所：CIBRAZEM

東北地方の供給態勢は極めて不備である。

以上を前提としてCIBRAZEM（ブラジル倉庫公社）が設定している地域別の供給態勢と1990年度における需要量との比較表は前表の通りである。

C. ターミナル倉庫

ターミナル倉庫については数量は明らかとされておらず、1985年9月に運輸省が発表した貯蔵施設の状況が示されている。

- リオ・グランデ・ド・スール州 リオ・グランデ港 バラ積み倉庫を有す。
- サンタ・タリーナ州 サン・フランシスコ港 バラ積み倉庫を有す。
- パラナ州 パラナグア港 バラ積み倉庫を有す。
- サンパウロ州 サントス港 バラ積みに比較的適した倉庫を有す。
- リオ・デ・ジャネイロ州 リオ・デ・ジャネイロ港 バラ積み倉庫を有す。
- エスピリト・サント州 州内の港 ビトリア港及びカプアーバ港のみバラ積み倉庫を有す。
- マラニョン州 イタキ港 バラ積み倉庫を有す。
- セアラ州 フォルトラレーザ港 バラ積み倉庫を有す（但し小麦のみ）。
- リオ・グランデ・ド・ノルテ州 ナタール港 バラ積み倉庫を有す（但し小麦のみ）。
- パラíba州 カペデーロ港 バラ積み倉庫を有す（但し小麦のみ）。
- ベルナンブコ州 レシーフェ港 バラ積み倉庫を有す。
- アラゴアス州 マセイオ港 バラ積み倉庫を有す。
- バイア州 サルバドール港 バラ積み倉庫を有す。
- バイア州 アラツ港 穀物用の倉庫を持たない。
- パラ州 ベレン港 バラ積み倉庫を有す（但し小麦のみ）。
- アマゾナス州 マナウス港 バラ積み倉庫はない。

d. 戦略倉庫の需給

地域別	供給量	需要量	過不足
北部地方	0	412,936	(-) 412,936
東北地方	0	1,727,020	(-) 1,727,020
中西部地方	0	2,877,833	(-) 2,877,833
南東地方	0	993,947	(-) 993,947
南部地方	0	484,667	(-) 484,667
全国	0	6,496,383	(-) 6,496,383

出所：CIBRAZEM

IV) 貯蔵部門に対する政府計画

1990年までに予想される国内農業生産の推移及び国内市場への供給を優先する政策の中でCIBRAZEM（農務省管下ブラジル倉庫公社）では次の開発計画を発表している。

- 1) 平素の収穫により生産される農産物の貯蔵需要に対応する条件を持つ倉庫業務のレベルを維持する。
- 2) これらの貯蔵業務サービスを生産、輸送、販売、加工部門に対応させ、又、大中消費都市における消費、供給のプロセスに適応させる。

- 3) 貯蔵部門の技術開発に必要な手段を構じ、建築、必要器機の製造、この業務に従事する人員の訓練をすすめる。
- 4) 全国貯蔵システム及び農牧産物、漁獲物の動向に関する農業情報を収集し分析する。
- 5) 組合を通じ、又個々の生産者に融資を行なうことにより全国貯蔵プログラムを推進し、農業前線地帯における公共用倉庫の拡張を促す。
- 6) 最近、農業生産地帯に含められながら貯蔵施設を持たない地域に対し、民間部門が進出するまでの間、連邦政府による倉庫建設をすすめる。
- 7) 戦略倉庫の建設により、国内食糧供給の平常化を図るための政策、ストックの形成を可能とする条件を作る。

#### 貯蔵倉庫網の拡張計画

次を前提とした貯蔵倉庫網の拡張計画をすすめる。

- a) 1990年における国内の農業生産量は90,000千トンに達する。
- b) これに対する国内の貯蔵施設は現状を維持する場合、1990年の生産量に対し30,650千トンが不足する。
- c) 国内の貯蔵施設の拡張は政府だけの責任ではなく、民間部門とくに工業部門及び商業部門においても同様であり、これらの部門の貯蔵施設拡張への参加が必要となる。
- d) 1990年までに推定される貯蔵供給能力の不足分30,650千トンの中、C I B R A Z E Mは政府の責任分野として1989年までに16,600千トンの能力拡張を行ない、1990年に政府目標分を終了させる予定である。

当面具体的には1987年の拡張計画が州別に決定しているが、1988年及び1989年分については今後の農業政策、国民の消費レベル、灌漑及び農地改革の推進、新しい道路の建設等によって影響されるので計画は変更され得る。

#### 年度別拡張計画

##### 1) 集荷倉庫

1987年：拡張計画2,139,000トンの貯蔵施設建設、この中、47%を中西部地方、29%を南東部、17%を東北部、7%を南部地方に向ける。

1988年：1,500,000トンの貯蔵能力の拡張が予定されている。

1989年：88年と同規模の1,500,000トンの拡張を行なう予定である。

87、88、89年の3ヶ年における集荷倉庫の拡張は5,139,000トンとなる。

##### 2) 中間倉庫

1987年：貯蔵施設の拡張は約1,000,000トンの予定となっており、中西部地方がその40%、南東地方が37%、東北地方が15%、南部地方が8%を占める。

1988年：750,000トンの拡張が予定されている。

1989年：88年と同規模の750,000トンの拡張を行なう予定である。

87、88、89年の3ヶ年における中間倉庫の拡張は2,500,000トンとなる。

##### 3) ターミナル倉庫

1987年：能力拡張は南東地方において60,000トンを目標として行なわれる。これはサントス港の倉庫拡張に当てられる。

1988年及び1989年：現在のところ拡張予定はない。

1987年の州別集荷倉庫建設計画

地 域 別	拡 張 計 画 (トン)
北 部 地 方	0
東 北 地 方	360,000
バ   イ   ア   州 小   計	360,000
中 西 部 地 方	391,000
ゴ   ヤ   ス   州	368,000
マ   ッ   ト   ・   グ   ロ   ッ   ソ   州	245,000
マ   ッ   ト   ・   グ   ロ   ッ   ソ   ・   ド   ・   ス   ー   ル   州	
小   計	1,004,000
南 東 地 方	20,000
エ   ス   ピ   リ   ト   ・   サ   ン   ト   州	260,000
サ   ン   バ   ウ   ロ   州	340,000
ミ   ナ   ス   ・   ジ   ェ   ラ   イ   ス   州	
小   計	620,000
南 部 地 方	65,000
バ   ラ   ナ   州	90,000
リ   オ   ・   グ   ラ   ン   デ   ・   ド   ・   ス   ー   ル   州	
小   計	155,000
全 国 計	2,139,000

出所：CIBRAZEM

1987年の州別中間倉庫建設計画

地 域 別	拡 張 計 画 (トン)
北 部 地 方	0
東 北 地 方	150,000
バ   イ   ア   州 小   計	150,000
中 西 部 地 方	150,000
ゴ   ヤ   ス   州	150,000
マ   ッ   ト   ・   グ   ロ   ッ   ソ   州	100,000
マ   ッ   ト   ・   グ   ロ   ッ   ソ   ・   ド   ・   ス   ー   ル   州	
小   計	400,000
南 東 地 方	120,000
サ   ン   バ   ウ   ロ   州	250,000
ミ   ナ   ス   ・   ジ   ェ   ラ   イ   ス   州	
小   計	370,000
全 国 計	1,050,000

出所：CIBRAGEM

## 4) 戦略倉庫

1987年：合計1,400,000トンの貯蔵施設を全国的に配置する。地域別には南東地方37%、東北地方31%、南部地方17%、北部地方8%、中西部地方7%と分布する。

1988年：2,070,000トンの能力をもつ倉庫の建設が予定されている。

1989年：88年と同規模の2,070,000トンの能力を持つ倉庫建設の予定。

以上により87～89年の3ヶ年間に5,540,000トンの施設を建設する予定。

1987年の州別戦略倉庫建設計画

地 域 別	建設計画(トン)
北 部 地 方	
アマゾン州	20,000
パラ州	50,000
ロンドニア州	20,000
小 計	90,000
東 北 地 方	
マラニオン州	60,000
ピアウイ州	20,000
セアラ州	50,000
リオ・グランデ・ド・ノルテ州	20,000
パラíba州	30,000
ペルナンブコ州	50,000
アラゴアス州	20,000
セルジッペ州	10,000
バイア州	100,000
小 計	360,000
中 西 部 地 方	
ゴヤス州	40,000
マット・グロソン州	20,000
ブラジリア直轄区	20,000
小 計	80,000
南 東 地 方	
エスピリト・サント州	20,000
リオ・デ・ジャネイロ州	100,000
サンパウロ州	200,000
ミナス・ジェライス州	100,000
小 計	420,000
南 部 地 方	
パラナ州	70,000
サンタ・カタリーナ州	50,000
リオ・グランデ・ド・スール州	80,000
小 計	200,000
全 国 計	1,150,000

出所：CIBRAZEM

#### 5) 冷蔵倉庫

都市の食糧品とくに果実類や特殊農産物、たとえばじゃがいもの種いも等の貯蔵に用いられる冷蔵倉庫も拡張の必要があり、次の計画が行なわれる予定である。

1987年：貯蔵能力を85,300トン（倉庫容量にして406,194m<sup>3</sup>）拡張する。全体の44%を南東地方、37%が南部地方、11%が中西部地方、5%が東北地方、3%が北部地方に向けられる。

1988年：貯蔵能力74,500トン（354,764m<sup>3</sup>）増設の予定。

1989年：貯蔵能力131,400トン（623,719m<sup>3</sup>）増設の予定。

これにより87～89年の3ヶ年間に於ける拡張は291,200トン（1,384,667m<sup>3</sup>）となる。

1987年の冷蔵倉庫拡張計画

地方及び州別	都 市 別	拡 張 能 力		利用産物
		トン	m <sup>2</sup>	
北 部 地 方				
ア ク レ	クルゼイロ・ド・スール	500	2,381	各種農産物
ロ ン ド ニ ア	ポルト・ベリョ	1,000	4,762	〃
〃	ピリエーナ	1,000	4,762	種じゃがいも
小 計		2,500	11,905	
東 北 地 方				
ベルナンブコ	レシーフェ	2,100	10,000	各 種
リオ・グランデ・ド・ノルテ	ナ タ ー ル	2,000	9,524	〃
小 計		4,100	19,524	
中 西 部 地 方				
ゴ ヤ ス	ゴイアニア/アナポリス	5,000	23,810	各種農産物
マツト・グロソ	ク ヤ バ	2,000	9,524	〃
マツト・グロソ・ド・スール	カンボ・グランデ	2,000	9,524	〃
小 計		9,000	42,858	
南 東 部 地 方				
ミナス・ジェライス	ベロ・オリゾンテ	10,000	47,619	各種農産物
リオ・デ・ジャネイロ	リオ・デ・ジャネイロ	10,000	47,619	〃
〃	魚 市 場	5,000	23,810	魚
サンパウロ	サンパウロ	10,000	47,619	りんご
〃	サン・ジョアン・ダ・ボア・ピスタ	3,000	14,286	種じゃがいも
小 計		38,000	180,953	
南 部 地 方				
サンタ・カタリーナ	フロリアノポリス	5,000	23,810	各種農産物
〃	クリチバーノス	3,200	15,238	種じゃがいも
〃	ラ ー ジ ェ ス	3,500	16,667	りんご
〃	ピ デ イ ラ	10,000	47,619	りんご
〃	カンボス・ノーボス	5,000	23,810	りんご
リオ・グランデ・ド・スール	ポルト・アレグレ	5,000	23,810	りんご
小 計		31,700	150,954	
全 国 計		85,300	406,194	

出所：CIBRAZEM

以上を要約すると倉庫の種類別、年度別拡張計画は次の通りである。

1) 集 荷 倉 庫	1987年	2,139,000トン
	1988年	1,500,000
	1989年	1,500,000
	小計	5,139,000

2) 中間倉庫	1987年	1,000,000トン
	1988年	750,000
	1989年	750,000
	小計	2,500,000
3) ターミナル倉庫	1987年	60,000
	小計	60,000
4) 戦略倉庫	1987年	1,140,000
	1988年	2,070,000
	1989年	2,070,000
	小計	5,280,000
以上の合計		12,979,000
5) 冷蔵倉庫	1987年	85,300
	1988年	74,500
	1989年	131,400
	小計	291,200
87~89年間合計		13,270,200トン

#### IV、主要農産物の流通システム

##### 1) 小麦

小麦の生産、流通は政府の統制下におかれており、国産品、外国品ともに政府が購入し、国庫の補助のもとに取得価格を下回る価格で製粉工場に配給し、最終消費段階でも基本的な商品（パン類）に対して小売価格を設定している。

このように政府の管理下に置かれている小麦にかかわる業務はブラジル銀行小麦局（CTRIN）の管轄に委ねられている。ブラジル銀行が小麦の流通にかかわる業務を委任されたのは1962年以降のことで、同年11月22日農務省布告第820号をもって小麦管理業務をブラジル銀行に委任し、委託を受けたブラジル銀行はただちに国産小麦買上げ委員会（CTRIN）を設けてその業務を開始したもので、その後組織上の変遷を経て今日にいたっている。

又、同委員会が結成された当時、国内の小麦生産地帯はリオ・グランデ・ド・スール州に限定されていたため、本部は同州都ポルト・アレグレ市に置かれたが、生産地が多様化した今日もなお同市を本部所在地としている。

その後、67年8月に同委員会はブラジル銀行の業務組織に加えられて国内小麦販売局に改称され、75年、農業融資政策統轄局に組入れられたあと、79年の機構改革で国産小麦販売局（Departamento de Comercialização do Trigo Nacional）に改称された。この間名称だけは最初に用いられたCTRINが継承され変更されていない。

このように小麦の流通システムを国の統制下においたのは、本来ブラジルの国土が小麦の栽培に適した土地が少なく、生産性、生産量ともに低かったため国内需要を賄い得ず、大量の輸入を必要とし、少なからぬ外貨を流出して来たことから、国産を奨励し、その手段として国の補助により国際価格に応じた価格を生産者に支払うと共に、消費価格を押えて大衆消費層を保護する必要があったためである。

ブラジル銀行小麦生産局の管理下に置かれている小麦の流通経路は次の通りである。



## 小麦の流通システム

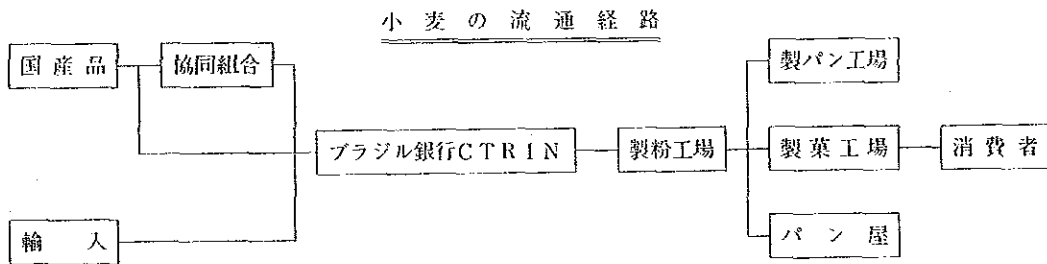
### イ) 政府の買上げ

小麦の買上げは、ブラジル銀行国産小麦販売局（CTRIN）が地域別に指定するブラジル銀行支店によって行なわれる。買上げ価格は毎年政府によって調整されるが、この価格設定をどの様に置くかが生産を刺激する唯一の手段となっている。政府としては小麦の対外依存を軽減する必要から国際価格水準での買上げ価格のレベルを維持しているが、これが生産者の満足を得て最近数年間における栽培面積の増加が図られてきた。

政府の買上げた小麦は輸入品と合せて保管されたあと製粉工場に配給されるが、この際製粉工場渡し価格を落とし、最終消費価格を低く維持出来るように仕組みられており、生産者へ支払った価格と製粉工場への売渡し価格との差が国庫による補助ということになっている。しかし、このような小麦に対する補助が国庫の支出を増大させインフレ要因の一つとされている公共赤字の大きな原因となっていることから、80年に入って以降補助の暫次削減が説えられ補助の徹底に動き出しているが、低所得層が圧倒的に多いブラジルの場合、基礎食品の価格を上げることは大きな社会問題となるため、全面的な徹底は困難のようである。

### ロ) 小麦買上げのプロセス

- 生産者はCTRINがあらかじめ公表する規格分類に従い小麦を指定の倉庫に納入する。
- 指定倉庫に搬入の際CTRINの発行になる受取証を受取る。これには納入した小麦のネット重量、リットル当り重量、含有水分、生産者の住所、納入年月日が記入される。1リットル当り重量は搬入品の抜取り検査によって定められる。CTRINが発行した国産小麦の取引きマニュアルによると入荷されるすべての小麦に対して抜取り検査が実施される。この検査は一つ間違えば特定の生産者に不当な利益を与えたり他の生産者に損害を与えたりするので慎重に行なわれる。
- CTRINによる小麦の買上げが開始されていらい、CTRINは協同組合による共同出荷を勧めて来たが、今日では組合活動なくして国内販売機構の円滑な運営が出来ない程協同組合システムが成長しており、とくに南部地方における小麦及び大豆生産者組合の組織は大きい。今日CTRINが取扱う小麦の80%以上は組合経由のものである。



### ハ) 保管・輸送

ブラジル銀行が指定する公式倉庫に納入され、その代金が生産者に支払われたあと現物の管理、保存、搬出のすべての責任はCTRINに移行する。

国内各地の製粉工場への輸送は政府が決定する優先方法にもとづいて選ばれる。政府の指導方針としては輸入燃料の節約のため鉄道輸送を優先としているが、実際問題として鉄道網が生産地帯にいきわたっておらず、その能力も低いため大半は道路輸送又は海上輸送で行なわれる。

生産地帯の中、州内需要を賄ってなお余剰を持つパラナ及びリオ・グランデ・ド・スール両州では、余剰品を他の消費中心地帯に搬出しており、重要な供給源としての役目を果たしている。

両州内の生産地帯にある各倉庫に通じる唯一の輸送機関はトラックで、これによって最寄りの鉄道駅に運ばれ、鉄道に積み替えるが、鉄道のない地帯ではトラック輸送のまま消費市場へ搬出される。リオ・グランデ・ド・スール州の場合は集散拠点のポルト・アレグレ、ペロッタス及びリオ・グランデが港を有しているため、沿岸航路により他州へ輸送されるのが普通である。この際、SUNAB(内国配給庁)の小麦局が設定した全国ベースでの供給プログラムに合せ、SUNAMAN(内国商船管理庁)が輸送に当てる船舶の手配をすることになっている。

又、パラナ州西部地方の生産物(同州内生産の50%を占める)の大半は、グエイラ港(Porto de Guaira)よりパノラマ(Panorama)を通してサンパウロ市場へ送られる。この場合、3種の輸送形態すなわち道路、水路及び鉄道が利用される。これはサンパウロ市の製粉工場までの輸送経費の軽減と鉄道の最大利用を目的とした方法である。

## ニ) 製粉工場への販売

全国的小麦消費地域は法律によって8地域に区分されており、地域間の過不足による投機を避け、全国的に平均した配分が行なえるシステムとされている。

第1地域 北部地方(アクレ、アマゾナス、マラニョン、パラナ、 Rondônia各州及びロライマ、アマパ  
東北地方 直轄領)

第2地域 東北地方(セアラ、パライーバ、ペルナンブコ、ピアウイ、リオ・グランデ・ド・ノルテ各州及  
びフェルナンド・デ・ノロンニャ島)

第3地域 東北地方(アラゴアス、パイア、セルジッペ各州)

第4地域 南東地方(エスピリト・サント及びミナス・ジェライス州の中三角ミナス地帯を除く)

第5地域 南東地方(リオ・デ・ジャネイロ州)

第6地域 南東地方(ブラジリア直轄区、ゴヤス、マツト・グロツソ、マツト・グロツソ・ド・スール及び  
中西地方 ミナス・ジェライス州の中三角ミナス地帯)

第7地域 南東地方(サンパウロ及びパラナ州)  
南部地方

第8地域 南部地方(リオ・グランデ・ド・スール及びサンタ・カタリーナ州)

全国の製粉工場は約200社を数え、その大半は生産地帯に集中する。すなわちリオ・グランデ・ド・スール州に47%、サンタ・カタリーナ州21%、パラナ及びサンパウロ州が各10%の割合である。

各工場への割当量はそれぞれの設備能力に応じて決定されており、年間の割当量を週割りとして配分される。又各工場がブラジル銀行より受ける割当て量は一定期間内に製粉することを義務づけている。各工場への割当量はもっとも小規模のもので4トン、大型のものは7千トンである。

## ホ) 種子の取扱い

毎年CTRINは種子用小麦を保管する倉庫を正式に発表する。これらの倉庫は個人又は農協に所属する。種子用小麦の生産者は農務省管下の州別種子・種苗委員会内小麦種子部会に登録されていなければならない。

種子用の小麦は工場に向けられる小麦とは区別して貯蔵され、証明書が付され生産者により購入される。

公式の倉庫に納入される際に発行される証明書には、種子用小麦であることが明記されることが義務づけられる。これは種子用の小麦が一般の小麦と区別して取扱われ、税務上の恩典を受けることが出来るためでもある。

また当初種子用として保存されていた小麦が選別、規格分類、分析の結果種子として不適当なものと判定されたり、種子としての市場がないため種子としての受入れを拒否されることがある。このような場合、CTRINの専門技術者が当該ロットを検査し、人体に影響を与える毒性の物質がなく、製粉出来るコンディションにあると判定される場合は食用として工場に回される。いずれにしても種子として販売される以外の唯一の仕向け先

は製粉工場である。

へ) 小麦の輸入

小麦は国内生産が不足するため毎年大量の輸入が行なわれており、輸入小麦の取扱いは国産小麦と同様に重要視されている。従来輸入小麦にかかわる荷卸し、貯蔵、輸送、配分の業務はCACEXが行って来たが、79年以降ブラジル銀行理事会の決定によりCTRINにその業務が移管されることになった。このためCTRIN内部に輸入小麦を取扱う専門の部課が新設され上記の業務を引継いでいる。CTRINでは輸入小麦を取扱う以前にすでに生産州より全国の各州にある製粉工場への配給業務を行ってきたので、輸入小麦もこのルートに乗せて行なうことになり特に混乱を生じていない。

小麦の輸入計画及び輸入小麦の国内配給計画は内国配給局(SUNAB)、小麦局が主催し各省、各公共機関の代表者を集めた委員会において決定され、CACEXを通じて輸入が行なわれる。同委員会では輸入必要量を検討し、輸入計画を作成し、外国の供給側の条件を分析する。供給者が選定されたあと小麦供給契約が締結され、価格と引渡期限が決定する。

CACEXは同委員会のメンバーとして輸入実務を担当し、供給側に信用状を送付すべく輸入認証状を発行する。輸入量及び輸入港が明らかとなったあとパーレ・ド・リオ・ドーセ社(DOCENABE)は省間決定の特権により輸送船舶を配船する。

CACEXは契約にもとづく買付実務を行ない運賃、保険料、関税、港湾費用等の支払いを行なう。輸入品が

小麦の国内推定消費量

1,000トン

年 度	国 内 生 産 量	輸 入 量	推 定 消 費 量
1981	2,210	4,360	6,300
82	1,850	4,224	6,300
83	2,100	4,182	6,400
84	1,900	4,867	6,300
85	4,300	3,547	6,800
86	5,300	1,834	7,500

出所：IBGE, CACEX

生産者受取価格と製粉工場渡し価格

Cr\$ 1,000/t

年 度	生 産 者 受 取 価 格	製 粉 工 場 渡 し 価 格	比 率 %
1977	3.2	1.2	38
78	4.1	1.4	33
79	5.4	1.5	28
80	11.8	2.2	18
81	28.5	9.9	34
82	64.9	23.9	37
83	185.5	61.3	33
84	647.6	193.7	30
85	2,310.4	674.2	29
86	Cr\$ 3.3	1.1	32

出所：IEA

ブラジルの港に到着したあとはCTRINが商品の受取りを行なったあと、あらかじめ定められた配給計画にもとづいて各製粉工場やサイロに輸送し、その運賃ほか諸経費を支払う。

従来、小麦の輸送形態は袋詰めのを主体としていたが、近年輸送、貯蔵、インフラの改善にともない、袋詰め形態が急速に減少し、バラ積みの輸送、貯蔵に切り替っている。最近では種子の販売も又バラの状態を受渡すようになり、袋に消費する無駄な経費が節減されている。

なお、最近の国内生産量と輸入量との関係は次表の通りで、国内生産の増加により輸入量の減少が観察されるが、天候及び農業政策次第で変動する国内生産の安定性は低く、輸入は依然として継続し、時として再び増大する可能性を持っている。

又、前述の通り小麦に対する補助は、国産小麦の買上げ価格と製粉工場Aの引渡し価格の差額を政府が負担する形で行なわれており、約70%前後の補助が続けられてきた。その割合は年によって異り、もっとも補助率が高かったのは1980年の82%、もっとも低かったのは82年の63%であった。

GAZETA MERCANTIL誌のデータによる製粉工場大手10社の規模は次表の通りである。

工場名(所在地)	製粉工場大手10社				Cz\$100万
	売上高	純益	正味資産	従業員数	バランス年度
Refinações de Milho Brasil (サンパウロ)	2,136.2	—	—	2,500	86年12月
Moinho da Lapa (サンパウロ)	1,570.4	109.1	414.2	2,929	86年12月
Moinho Fluminense (リオ・デ・ジャネイロ)	549.2	468.6	2,463.7	683	85年6月
Moinho Salvador (バイア)	541.3	4,193.0	219.6	435	86年12月
Moinho Fortaleza (セアラ)	540.2	4,148.6	232.6	362	86年12月
Moinho Anaconda (サンパウロ)	487.2	53.1	214.7	489	86年12月
Moinho Atlantico (リオ・デ・ジャネイロ)	385.6	67.0	51.9	472	86年12月
Moinho Recife (ベルナンブゴ)	348.9	167.5	1,116.7	486	86年6月
Moinho Fama (サンパウロ)	291.2	59.3	74.1	194	86年12月
Agua Branca (サンパウロ)	217.6	17.2	88.6	182	86年6月

出所：GAZETA MERCANTIL

## 2) 大豆

### 大豆の流通経路

大豆は最低価格保証制度に含まれる作物であるため、市価による販売と最低価格による政府への販売の二つの大きな流れに分けられる。ブラジルの場合、生産者で自己の農場内に貯蔵倉庫や乾燥施設を持つものは極めて少ないので、2月より開始される収穫と同時に始められる。販売は倉庫を持つ組合を経由して行なうのが一般的で

あり、現在生産物の約70%は組合経由といわれている。残りの30%は主に搾油工場による買付けと一部卸商による買付けである。

最低価格による政府への売渡しは市価が悪く最低価格以下に落ちる場合に発生するもので、86年のように約130万トンが買上げられたほか、約230万トンが現物担保融資の対象とされたが、87年には4月以降好転した国際市況の影響で国内価格も上昇したため、4月以降政府への販売はなく一般市場での取引みに限定された。このように原料大豆の動きは市況によって大きく左右される。

最低価格保証制度による政府買上げ（AGF）、又は現物担保融資（EGF）の場合も、現物の大豆は政府（農務省管下の生産融資公社—CFP—が実務機関）が指定する地元の倉庫に貯蔵され、一定期間を経たあと買上げ分については全国の穀物取引所を通じて競売される。

穀物取引所での買手は主に搾油工場で原料確保のための購入が行なわれる。この際、現地より工場所在地、又は消費市場までの輸送は買手の負担となるので競売価格はそれに見合ったものでなければならない。

一方、市価が高く最低価格保証制度を利用しない場合は組合経由又は商社経由で一部が原料のまま輸出されるほか大半は搾油工場に買取られる。

搾油工場における加工は原料の搾油、精製、精製された油の缶詰めの3段階に分けて行なわれる。大手の工場はこの3段階の工程をすべて備えており、原料の搾油より最終商品にいたる一貫作業が行なわれるが、中・小型

搾油及び精油工場、大手10社

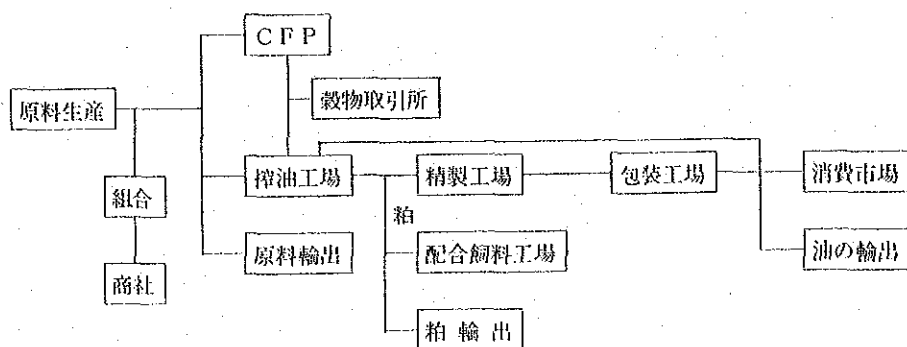
Cr\$ 100万

工場名 (所在地)	売上高	純益	正味資産	従業員数	バランス年度
CEVAL (サンタ・カタリーナ)	3,389.8	86.1	1,931.2	2,342	86年12月
J. B. DUARTE ※ (サン・パウロ)	2,684.5	90.1	485.7	810	全上
BRASWEY (サン・パウロ)	2,392.1	51.9	576.8	2,500	全上
OLVEBRA INDUSTRIAL (リオ・グランデ・ド・スール)	1,879.6	66.1	445.0	2,120	全上
REF. OLEO BRASIL (サン・パウロ)	1,756.0	6.5	154.5	760	全上
COMOVE (MOGIANA) (サン・パウロ)	1,615.4	3.1	280.0	715	全上
SAMRIG (RIO GRANDE) (リオ・グランデ・ド・スール)	1,528.1	37.5	785.8	1,573	全上
CERINTER (サン・パウロ)	1,479.7	33.7	303.8	251	全上
RESEGUE (サン・パウロ)	1,231.4	22.9	470.5	1,140	86年1月
GRANOL (サン・パウロ)	1,144.3	22.6	330.5	955	86年12月

出所：GAZETA MERCANTIL

注) J. B. DUARTE社は87年に和議申請を行った。

## 大豆の流通経路



工場では3段階の中、1段階のみ又は2段階の工程を行っている。この中、原料の搾油だけを行なう工場は南部地方の生産集中地帯に多く、又サンパウロ市の工場はこれらの工場より粗油を仕入れてこれを精製加工、缶詰め作業を行なう工場が多い。国内の搾油工場は原料生産地帯のパラナ州やリオ・グランデ・ド・スール州や消費市場のサンパウロ市に集中しており、パラナ州ではボンタ・グロッサ市を中心とする工業地帯がとくに重要である。原料搾油の工程で産出する大豆粕は重要な原料として国内の配合飼料工場に廻されるほか、毎年大量の海外輸出が行なわれている。

### 海外市場

大豆は典型的な輸出商品で毎年大量の海外輸出が行なわれており、87年度はコーヒーをしのいでその輸出額は25億ドルに達した模様である。輸出商品は大豆粕、大豆（豆）、大豆油の形で行なわれ、大豆油は又粗油と精製油に分けられる。

これらの形態の中、最も規模が大きいのは大豆粕で80年代の前半5年間の年間平均輸出量は約830万トン、平均輸出金額は16億ドル以上に達している。

大豆粕の輸出先市場はオランダ及びフランスが大きく、85年にはそれぞれ重量において31%及び24%、金額で31%及び25%のシェアを占めた。このほかスペイン、西独、イタリア等ヨーロッパ市場によって占められている。

大豆（豆）の場合は国内原料確保を第一義とし、その余剰分が輸出に向けられる。70年代は国内原料確保を重視して相当の輸出制限があったが、80年代に入ってから可成り緩和されており、多い時は年間300万トンを越す輸出が行なわれるようになった。しかし87年のように海外市場の高値に刺戟されて年の前半に300万トン近くの輸出に達したため、国内飼料原料の不足をおそれた政府が6月中旬にいたって急換輸出を中止する措置を採っている。

大豆（豆）の輸出先市場は大豆粕の場合と同様にヨーロッパ市場が大きく、オランダを始めとし西独、ベルギー、スペイン、イタリア等を大型の市場とするほか、対日輸出も総輸出量の5～6%を占めている。これら国際市場での要求に応えるために設定されている輸出規格は次表の通りである。

食油の輸出は粗油としての輸出と、これを精製したものとの輸出があるが、前者の輸出が圧倒的に大きい。大豆粗油の輸出先市場はインド、イランが大きく、この両国で輸入重量の55%、金額の56%を占める。この他にソ連、チリ、米国等もブラジル大豆粗油輸入を続けている。

大豆精製油の輸出先市場はオランダ、香港、英国等である。

輸出港はリオ・グランデ・ド・スール州内のリオ・グランデ港、ポルト・アレグレ港、パラナ州のパラナグア港、サンパウロ州のサントス港が利用されており、いずれも南東南部地方に所属する。生産地帯より港までの距離は平均して500km程度であるが、マツト・グロッシン・ド・スール州やミナス・ジェライス州の場合は1,000km以上となるところもある。

これらの生産地帯より工場地帯や輸出港までの輸送は、依然として道路輸送が圧倒的に多いが鉄道輸送も若干の増加をみている。しかし米国と比較して鉄道、水路利用度は極めて低い。

	大 粒	中 粒		小 粒
大豆(豆)の直径 重量の75%平均	7.505mm以上	6.320~7.505mm		5.330~6.320mm
他の色合いの粒	黄色	緑色	黄色	黒色
混合許容度	10%	10%	10%	10%
級 別	1 級 品	2 級 品	3 級 品	4 級 品
保 存 状 態	最高	最高	良	良
成 熟 度	最高	最高	やや未熟	未熟
最大許容度				
湿 度	14%	14%	14%	14%
碎 粒 混 入	10%	20%	30%	40%
不 揃	2%	4%	6%	8%
不 純 物	1%	15%	3%	5%
割 れ た 粒	15%	—	—	—
他 の 色 混 入	1%	2%	5%	10%

大豆及び大豆粕の輸送形態 (1980年)

利用率 (%)

港 別	大豆 の 場 合			大豆 粕 の 場 合		
	鉄 道	道 路	水 路	鉄 道	道 路	水 路
サ ン ト ス 港	—	—	—	65.8	34.2	—
パ ラ ナ グ ァ 港	4.5	95.5	—	52.0	48.0	—
サン・フランシスコ・ド・スール港	—	—	—	—	100.0	—
ポルト・アレグレ港	—	100.0	—	—	100.0	—
リオ・グランデ港	61.9	38.1	—	8.5	46.7	44.8
計	25.9	74.1	—	42.9	51.7	5.4

### 3) 米

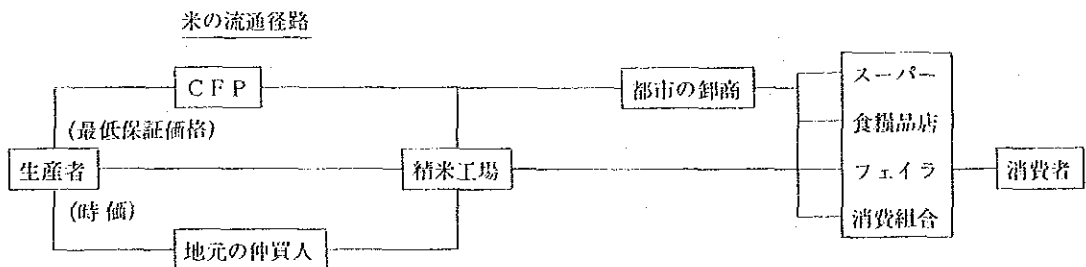
最低価格保証制度に含まれる作物で市場価格のレベル如何により政府への売込みが増減する。米の中、陸稲は開拓地帯の最初の作物として栽培されるが、一般に道路事情は悪く、貯蔵倉庫も整備されていない地域が多いため、政府の最低価格保証制度を利用出来ず最低価格以下で取引される場合が多い。これに対して水稲の方はその性格上インフラの整備された地域で栽培されるので、陸稲の場合のような事態は起らず価格面でも有利な立場にある。

最低価格で政府に売渡された米は後日全国の穀物取引所を通じて競売される。従来、政府在庫の放出時期については特に規定されていなかったが、その放出が市場価格を必要以上に押えて生産者の収益を圧迫していた過去の方法を改めるため、87年よりは市場価格があらかじめ定められた一定の限度を越えた時に始めて競売を行なう方法に改められた。穀物取引所における競売は次の方法で行なわれる。

- イ) 穀物取引所に正式に登録されたもののみが競売に参加することが出来る。
- ロ) 各競売の48時間前に競売品目の内容（農年、貯蔵場所、数量、金融機関その他必要事項）が公示される。
- ハ) 買手の検査に供するため現物の見本が提示される。
- ニ) 競売建値はCFPが定めた価格より開始される。この価格はICM（商品流通税）を含まない価格とする。取引所公認の競売人が提示する各段階の価格と共に取引出来る数量が発表される。競売価格にはICMが含まれていないので、取引成立後の仕切書には買手負担としてICMが加算される。
- ホ) 取引成立後現物がその目的とする消費に不適当な場合を除き、品質に関する苦情は受入れられない。消費に不適当とする判定は買手の正式の要請により、現物を管理している銀行支店が当局に対する申請の形で行なわれる。その費用はCFP負担となる。
- ヘ) 買手が購入した商品代金の支払は次の方法で行なわれる。
  - a) 穀物取引所手数料として取引額の0.5%。
  - b) 購入商品の手付金として取引額の25%。
  - c) 残金は競売の日より10日目及び20日目に納入する。この支払を履行しない場合、以後の取引所への競売参加資格が取消される。
- ト) 現物を管理する銀行は上の各支払い終了を確認したあと現物を買手に引渡す。
- チ) 計量、移動、保険、他所有権の移転にかかわるすべての経費は買手の負担となる。買手は貯蔵品の中より商品を選別することは出来ない。
- リ) 支払期限不履行のため取引への参加資格を失ったものも所定の延滞利息及び罰金の支払いにより参加の権利を復帰させることが出来る。

CFPを経由せず市価による取引を行なう場合は地元の精米所に売渡す方法が多く、精米所は粳を精米したあと都市の穀物卸商やスーパーへ販売する。小型の食品店は仕入量が少ないので穀物卸商より購入するが多い。この場合、穀物卸商はセールスマンを定期的に派遣して各商店の注文を取らせ後日配達する方法をとる。この場合60kg入り俵で配達される。又、最近では5kg入りのプラスチック袋に詰めた販売方法が広く普及しており、スーパーではバラ売りよりもはるかに大量に取扱われるようになった。小型の商店でも精米所より少量の場合でも配達しているのでほとんどの店が取扱っている。

米の国内生産量はほぼ1千万トンで、国内消費量に相当する量のため輸出余剰はなく、又、特定年度に国内の需給関係で余剰が出ても次期の供給用に保管されるため輸出は行なわれていない。





#### 4) どうもろこし

どうもろこしの場合も米とほぼ類似した流通システムであるが、米の場合と異なる点は米が食用とされるのに対し、どうもろこしは飼料原料を主目的としており、食用に供される量はごく少量である。食用には青どうもろこし、及び食油の形で提供される。

どうもろこしも最低価格保証制度の中に含まれており、基礎原料として、政府の市場介入が規制されている重要農産物の一つである。

どうもろこしの流通段階も最低価格保証制度によるCFPへの売込みと、時価による組合委託もしくは地元仲買人への直接販売の二つの流れに分けられる。87年の場合、史上最大の生産量と前年度よりの輸入品を含む繰越量によって供給過剰の状態にあったため市場価格は低く、CFPへの売込み、(AGF)又は現物を担保とした融資(EGF)の制度が大巾に利用され、市価による販売は減少したが、価格が逆に動く場合、CFP経由が減少し、又は皆無となり市場取引が増加することになる。

最低保証価格でCFPに買上げられたどうもろこし、又は収穫直後市価が思わしくないため、収穫物を担保にCFPより融資を受けていたが、融資期限満期の時点で市価の回復がないため政府の買上げ(AGF)に切り換えられたどうもろこしは、いずれもCFPの所有物として全国の穀物取引所を通じ競売に付される。競売の最初の建値はCFPによって設定される。この価格は原則としてCFPの買上げ価格(最低保証価格)と以後の貯蔵コストを加算したものとなるが、政府在庫の市場放出の目的が市場価格の高騰を抑え円滑な供給を図ることにあるため競売時点の情勢を考慮した価格が設定される。この際、次期農年の最低価格との関連も重要な事項となる。

CFPの競売に参加するのは配合飼料工場が多く、原料確保のための購入を行なう。その他、製油工場、穀物卸商、養鶏・養豚業者等の参加もある。又配合飼料工場は独立した専門工場のほか大手組合の配合飼料部門により構成される。

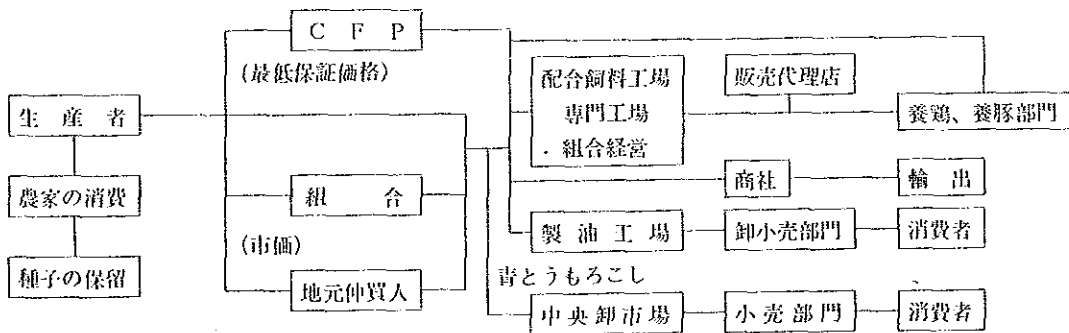
CFPを経由しない場合、すなわち市場価格による取引の場合、組合へ委託するか、地元の仲買人を通じ配合飼料工場、又は養鶏・養豚部門に販売される。全体量からみるとごく少量であるが、青どうもろこしの場合は中央卸市場を経由して消費市場に向けられるのが普通である。

どうもろこしの輸出は変動が多く、80年代に入ってから82年に52万トン、83年に77万トン、84年に18万トンを出した以外海外への販売実績はなく、逆に80年には156万トン、81年30万トン、85年に26万トン、86年には360万トンの大量輸入が行なわれており、極めて不安定な国内供給態勢を示している。輸出先市場はオランダ、スペイン、ソ連等である。

以上のほか生産物の一部が農家の自家消費(養鶏・養豚)として消費される。

上に述べたどうもろこしの流通経路は次のように要約される。

どうもろこしの流通経路



## 5) フェイジョン

フェイジョンも米、とうもろこしと共に基礎農産物として政府の特別の取扱いを受ける作物である。現在ブラジルの国内消費量は約 280 万トンと推定されているが、国内生産量の方は安定線とされる 300 万トンを超える状態が続いているため輸入品による供給の補完が行なわれており、年によって価格変動のはげしい作物である。

フェイジョンの場合も他の雑穀類と同様に、1) 最低保証価格による政府への売渡しと、2) 市場価格による取引きの二つの流れを持っている。

最低保証価格による政府への売渡しは実務機関の CFP (生産融資公社) に対して行なわれ、後日 CFP はこれを市場に放出する。このルートは米やとうもろこしの場合と変わらないが、フェイジョンの場合、穀物取引所で競売されるのは全量ではなく 40~60% 程度で、他はスーパーマーケットに対する直接販売、COBAL に対する割当て、特別プログラムへの支給、政府公共機関への配布等が行なわれる。

### イ) 穀物取引所における競売

サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ、パラナ、リオ・グランデ・ド・スール、ミナス・ジェライス、ゴヤス、マツ・グロソ、及びパライーバ各州の穀物取引所を通じて一般に競売される。一般にフェイジョンの取引を行っている卸商は規模が小さく、他州の穀物取引所の競売に応じ得る能力のあるものが少ないことや、多くの州に適切な購売機構がないため新しい販売システムの設置が要望されている。

### ロ) スーパーに対する直接販売

農務省の食糧供給及び価格統制特設局—SEAP の食糧配給プログラムに協力するスーパーマーケットに対する配給システムで、CFP の販売価格及びスーパーでの小売価格が定められている。これはフェイジョン価格の高騰を押えて消費者を保護することを目的としたものであり、特に価格が上昇する時に採用されている。

### ハ) COBAL (Companhia Brasileira de Alimentos ブラジル食糧公社)

COBAL は基礎食糧品の円滑な供給を図るシステムとして農務省の管下に設置されている公社であり、その組織の中に持つ全国的な販売網 (Rede Somar) を通じ、消費者とくに低所得層に対する廉価供給が図られている。フェイジョンの場合、CFP より受入れたフェイジョンを COBAL 組織内のパッキング・ハウスで 1kg 入プラスチック袋に詰替え、各販売店に配布する方法がとられている。

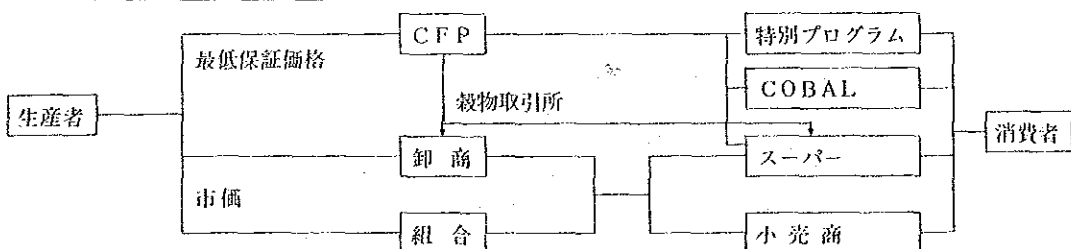
### ニ) 特別プログラム

SUDENE (東北開発庁)、SUDAM (アマゾン開発庁) 等の開発計画の中で乾燥や洪水の被害を受け食糧が欠乏している地域への援護対策を必要とする場合、基礎食糧としてのフェイジョンが CFP より各開発庁に対して配布される。

### ホ) 公共機関に対する配給

主に軍隊の食糧として CFP ストックの一部が回される。

フェイジョンの流通経路



他方、市価による取引は組合への委託販売又は卸し商を通じ、スーパー、小売商へ配布される。一般にフェイジョンの取引は組合を経由せず、生産者と卸し商との直接取引による場合が多い。これはフェイジョンの取引に際して生じる ICM（商品流通税）が、組合経由の場合は正式に徴求されるのに対し商人との取引の場合は数量、単価とも実際以下の課税伝票が発行され、税金逃がれが普通に行なわれているためによる（日系農協の情報）。

輸出余力はないが、政府ストックの中で貯蔵条件が悪く品質を落したものについて飼料用原料として輸出された実績程度に止まっている。

#### 6) 砂糖及びアルコール

砂糖キビを原料とする砂糖及びアルコールの生産は75年に開始された国家アルコール計画によって推進され、その融資恩典に刺戟されて栽培面積は年々増加して86年には400万ヘクタールを越え、その生産量は249百万トンに達している。安定した生産増加を続けている数少ない作物の一つである。

毎年の生産は国家アルコール計画を推進するCENAL（アルコール計画実行委員会）によって地域別、製品別（砂糖及びアルコール）の目標が設定され、これにもとづいてメーカー各社の製造量が割当てられる仕組みとなっている。1例として86/87年の場合は次の計画下ですめられた。

砂糖及びアルコール生産計画 1986/87年

地域及び州別	砂 糖		ア ル コ ー ル	
	1,000トン	%	100万ℓ	%
北部、東北部地方				
アラゴアス	1,355.0	15.8	877.5	7.5
ベルナンブコ	1,617.0	18.9	606.0	5.2
パラíba	155.0	1.8	342.0	2.9
リオ・グランデ・ド・ノルテ	135.0	1.6	146.3	1.3
バイア	105.0	1.2	57.1	0.5
その他	213.0	2.5	134.1	1.0
小 計	3,580.0	41.8	2,163.0	18.4
中央、南部地方				
サン・パウロ	3,752.1	43.8	7,010.7	59.8
パラナ	200.0	2.3	751.6	6.4
ミナス・ジェライス	525.0	6.1	530.6	4.5
ゴヤス	14.0	0.2	352.8	3.0
マツト・グロッセ・ド・スール	—	—	298.7	2.6
リオ・デ・ジャネイロ	374.2	4.4	290.0	2.5
その他	114.7	1.4	331.0	2.8
小 計	4,980.0	58.2	9,565.4	81.6
合 計	8,560.0	100.0	11,728.4	100.0

出所：IAA

砂糖及びアルコールの製造工場は、従来製の製糖工場附属施設としてアルコール蒸溜工場を併設しているものと、アルコール蒸溜だけを目的とした専用工場の2種があり、その工場設置は国家アルコール計画の枠内で各プロジ

プロジェクト毎に審査され認可されることになっている。最近の傾向としては砂糖の国際市場が低調であり、アルコールの国内供給も飽和状態にあるところから、プロジェクトの承認は未だ生産態勢のない州に向けられており、砂糖、アルコールの生産に古い歴史を持ち、国内生産の大半を占めるサンパウロ州の場合などは新規プロジェクトは考慮外とされている。政府の方針としては新規プロジェクトの設置よりも、既存工場における生産性の向上を図る方向に向けた意向である。

このような状況の中で、原料の砂糖キビ生産は全体計画の中ですすめねばならず、各工場はIAA（砂糖アルコール院）による割当量にもとづき、また各工場と砂糖キビ生産者は工場の割当量をもととした生産割当制度を採用している。各生産者への割当てはその農場規模、実績に応じて設定され、年間 トンまでの搬入を認める方法となっている。又、工場も直営の砂糖キビ畑を持っており、工場の操業に対する原料の安定供給が図られている。砂糖キビの工場渡し価格は毎年政府によって決定されるので、他の作物の場合のように需要供給の関係による価格変動や、工場と生産者との協定価格といったものはない。

製造された砂糖は輸出割当量と国内供給分に分けられ、輸出分はIAA（砂糖アルコール院）を通じて海外に輸出され、国内供給分はメーカーより消費市場に配分される。その価格は政府の統制下にあり小売価格も公道価格である。

民間の砂糖輸出は認められておらず、政府（IAA）の専売である。海外への輸出はブラジルが加盟している国際砂糖協定の枠内で行なわれ、ブラジルの輸出量も毎年割当てられる仕組みとなっている。しかし最近では砂糖大根を原料として大量の砂糖を生産しているEC圏が国際砂糖協定に同調しないため、同協定はうまく機能しておらず、一部生産国をして割当量にかかわらず供給減少を目的とした生産減少の方向に向わしめている状況に

砂糖アルコール部門の10大工場

Cz \$ 100万

工場名(所在地)	売上高	純益	正味資産	従業員数	バランス月日
União dos Refinadores (サンパウロ)	2,915.3	△83.3	685.7	5,901	86年6月
Usina da Barra (サンパウロ)	1,380.3	41.4	899.1	1,657	86年12月
São Martinho (サンパウロ)	1,222.5	41.5	753.3	1,700	86年12月
Usina São João (サンパウロ)	1,000.9	119.0	865.5	1,300	86年12月
Usina Costa Pinto (サンパウロ)	916.0	42.2	647.2	3,580	86年12月
Açúcar União (リオ・デ・ジャネイロ)	903.4	△31.4	112.8	1,849	86年6月
Usina São José (サンパウロ)	835.6	△21.5	313.5	2,638	86年12月
Usina Bom Fim (サンパウロ)	819.7	91.8	538.9	2,626	86年12月
Usina Barra Grande (サンパウロ)	799.2	31.3	304.3	1,100	86年12月
Usina Iracema	783.3	47.4	389.4	970	86年12月

出所：GAZETA MERCANTIL

あり、ブラジルも割当量全量の輸出は行っていない。

砂糖の輸出は粗糖、精製糖、結晶糖の形で行なわれ、粗糖では米国及びソ連、精製糖及び結晶糖はナイジェリアを始めとするアフリカ諸国が主な輸出先市場である。

一方、アルコールの方は、その生産を推進した国家アルコール計画の目標が、輸入燃料の国産品による代替えにあったことから自動車用燃料市場を最大の市場としている。その他、化学工業への供給、ディーゼルへの混入、農業機械類への応用、家庭用品への利用等次第にその利用範囲を広げているが、その量はいまだ少なく依然として自動車燃料が大半を占める。

自動車用燃料はガソリンへの混入と、アルコール専用車 100%アルコール使用の二種の方法があるが、そのいずれも限界に達しており、余剰アルコールの市場が現今の問題となってきた。もっとも期待されていた輸出市場も限界があり、ここ数年1億ドル以下の輸出に止まっている。

アルコールの消費者価格は国家エネルギー審議会の決定事項として、ガソリン価格の65%を限度としている。砂糖アルコール部門の10大王場としては前表のものがあげられる。

## 7) コーヒー

コーヒー部門の市場はコーヒー（豆）そのものと、これを原料とするインスタント・コーヒーの市場に分けられる。ブラジルは世界最大のコーヒー生産国で世界生産の20~35%（年によって異なる）を占めているだけに、海外市場のウエイトが非常に大きい。国内需要も少なくなく、年間約700万俵が消費される。国内消費量700万俵のほぼ93%にあたる650万俵が焙煎コーヒー、残りの35万俵がインスタント・コーヒーの製造原料に向けられる。国内でのインスタント・コーヒーの消費は生活様式の変化と共に近年大巾に増加しているものの、伝統的なコーヒーの生産国だけにコーヒーの風味はきびしく要求され、依然として焙煎粉末コーヒーが求められている。

コーヒーの販売ルートは多岐にわたっており、生産者は収穫物を次の方法で販売する。

- イ) コーヒー（豆）のまま、もしくは自己の施設又は他に依頼してコーヒー（豆）の精選を行ったあと販売する。精選前のものは40kg入袋、精選したものは60kg入袋詰めとして出荷される。
- ロ) 上記のコーヒー（豆）を貯蔵して価格の上昇を待つ。コーヒーの貯蔵は自己の農場内でも数年間にわたって貯蔵することが出来る。又奥地々方では鉄道の倉庫、組合倉庫等が利用される。
- ハ) 販売は組合経由又は直接に焙煎工場、インスタント工場、輸出業者に対して行なわれる。
- ニ) 市場価格が低く、かつ換金を必要とする場合は各地方のIBC（ブラジル・コーヒー院）倉庫に搬入し最低価格の支払いを受ける。
- ホ) 農家が直接輸出する（輸出事務が複雑なため大半の農家にとっては不可能である）。

海外市場への輸出は国際コーヒー協定の枠内にあるためIBC（ブラジル・コーヒー院）がこれを管理し、ブラジルの輸出割当量を基準として各輸出会社の輸出量が決定され、輸出最低価格が設定される。

国際コーヒー協定は、世界のコーヒー生産国50ヶ国、コーヒー消費国25ヶ国、計75ヶ国をメンバーとして定期的に開催され、生産国の輸出量を割当て、これによってコーヒーの国際価格をコントロールしようとする機構である。したがって、コーヒーの国際相場が安定している場合は自由市場に委され、価格の変動が予想される事態（生産過剰又は不作）の場合に協定が行なわれる仕組みとなっており、毎年定期的に協定される性質のものではない。

最近では87年9月にロンドンで国産コーヒー会議が開催され次の事項が決定されている。

- イ) 協定に加盟している生産国の総輸出量は58百万俵とする。

この協定の中でブラジルの割当量は全体の30.48%に当る16,586千俵となり、同年10月6日以降適用され

ることとなっている。

ロ) 上の割当量は国際コーヒー価格がポンド当り最低US \$1.20、最高US \$1.40のライン(60kg入1俵あたりUS \$158.40~US \$184.80)を越える場合、輸出枠を変更し、より以上の価格変動を防ぐ。すなわち、国際相場が上限のポンド当りUS \$1.40を越す場合、生産国の総輸出量は拡大されて世界の供給量を増やし、逆に国際相場がUS \$1.20以下に落ちる場合は輸出割当て量が更に制限される。この制限方法は1回に全輸出量を150万俵削減して供給量を減少させ価格の回復を図ることとし、価格が最低限度に達するまで続けられる。87年の場合は国際協定当時の価格がポンド当りUS \$1.07であったため、当初から150万俵の輸出制限が行なわれている。

コーヒー及びインスタント・コーヒーの輸出は、コーヒーにおいて米国(全体の25%)、西独、イタリア、日本、フランス、インスタント・コーヒーにおいてフィンランド、英国、ソ連等を主要市場として行なわれており、サンパウロ州のサントス港を筆頭にエスピリト・サント州のビトリア港、パラナ州のパラナグア港、リオ・デ・ジャネイロ州のリオ・デ・ジャネイロ港、バイア州サルバドール港より船積みされている。

コーヒー及びインスタント・コーヒーの輸出に際しては輸出1俵当り一定額の輸出者負担金が徴収される。その金額は輸出品の規格、国際価格の変動に応じて変化する仕組みとなっており、コーヒー経済援護基金として積立てられる。同基金はコーヒー栽培、加工部門、輸出部門、調査部門、輸送部門、港湾部門への融資、設備の近代化等に向けられ、又、国内コーヒー価格の安定や農村労働者の生活条件向上のための資金としても用いられる。

コーヒー部門の代表的焙煎工場及びインスタント・コーヒー・メーカーの状況は次表の通りである。

コーヒー焙煎工場大手10社

工場名(所在地)	売上高 Cz \$100万	純益 Cz \$100万	正味資産 Cz \$100万	従業員数 (人)	バランス年度
Brasileiro (Mitsui) (サンパウロ)	1,069.7	37.8	119.5	1,052	86年12月
Café do Ponto (サンパウロ)	625.0	14.2	143.9	432	86年12月
Café Selete (サンパウロ)	621.9	42.7	151.6	461	86年12月
Sacipan (リオ・デ・ジャネイロ)	510.5	59.6	178.3	707	86年12月
Emilio Romani (パラナ)	427.0	△43.7	158.9	454	86年12月
Café Pelé (サンパウロ)	410.8	△16.5	37.6	366	86年12月
Café Damasco (パラナ)	311.2	17.7	69.6	292	86年12月
Dadalto Café (エスピリト・サント)	263.5	2.3	27.7	—	86年12月
Palheta (リオ・デ・ジャネイロ)	159.7	7.2	38.4	200	86年12月
America (バイア)	147.4	10.6	54.8	244	86年12月

インスタント・コーヒー部門大手10社

Cz \$ 100 万

工場名(所在地)	売上高	純益	正味資産	従業員数	バランス年度
Cacique (パラナ)	1,403.7	△31.0	1,170.5	1,106	86年12月
Iguacu (パラナ)	894.1	39.5	481.3	350	86年12月
Brasilia (パラナ)	693.6	3.5	633.1	627	86年12月
Cocam (サンパウロ)	459.7	△75.8	190.0	380	86年12月
Realcafé (エスピリト・サント)	251.4	29.5	283.0	269	86年6月
Vigor (リオ・デ・ジャネイロ)	181.8	△13.2	63.4	139	86年12月
Alpha (リオ・デ・ジャネイロ)	138.8	△1.1	11.2	—	86年12月
Macsol (サンパウロ)	88.5	△8.7	74.5	—	86年12月
Sul Mineiro (ミナス・ジェライス)	24.6	1.7	12.5	—	86年12月
Sublime (リオ・デ・ジャネイロ)	19.2	1.9	5.6	—	86年12月

出所：GAZETA MERCANTIL

8) ココア

ブラジルは象牙海岸に次ぐ世界第2のココア生産国で、年間約40万トン以上を産出し、世界生産量の22～23%を占める。

国内のココア生産地帯は東北地方のバイア州に集中しており、同州が国内栽培面積の85%を占めるだけにココア関連工業もここに集中する。

ブラジルにおけるココアの流通システムは、収穫後のココア(豆)がそのまま原料として海外に輸出される分と国内で第1次加工に回されるものとに分けられる。

未加工のままの輸出は平均して原料生産の40%程度で、残りの60%が国内加工に回される。ブラジルは世界のココア生産地帯の中でも国内加工が発達しており、アフリカ諸国のように殆んど原料のまま輸出する形態とは異っている。

ブラジルとアフリカ諸国によって生産されるココアの生産、流通についての特徴は従来より原料生産国での最終製品(チョコレート)の消費は少なく、消費の大半は工業先進国で行なわれていることで、生産国は原料のまま英国、オランダ、スイス等に輸出し、これらの国で原料を加工し最終製品を作る方法が一般的であった。このように原料を輸入加工する形態は原料生産国における加工技術のレベルが低く、最終製品の品質を落す問題があったためであり、60年代には原料生産国での加工比率は生産量の15%にすぎないものであった。しかし、70年代に入ると全般的な風潮として生産国(開発途上国)の工業化がすすんできたこと、とくに大生産国のブラジルにおける工業化が急速にすすんだこと、これに伴ないこれらの生産国で付加価値の輸出が図られてきたことや、工業先進国側でも原料生産国の安い賃金を利用した工業加工品(半製品)を輸入することが有利な方法となってきたことなどから、原料生産国の加工比率は30%へと増加した。中でももっとも大きな割合を占めているのがブラジルである。

国内での加工は第1次加工と第2次加工に分けられる。第1次加工では原料(豆)をつぶして練りチョコレートに似た半製品(リコール)を製造し、このリコールを圧搾して油分(ココア・バター)を抽出し、ココア・バターを取ったあとの粕を粉末とした粉末ココアに分けられる。ここに製造されるリコール、ココア・バター及び粉末ココアのいずれも半製品として重要な輸出商品である。

原料及び半製品の海外輸出はココア(豆)においてソ連、米國、オランダ、スペイン、リコールにおいてソ連、

米国、アルゼンチン、ココア・バターでは米国、オランダ、ソ連、日本等を主要市場としており、国際相場の高い年には8億ドル以上の輸出が行なわれる。

加工工場は、生産地帯のバイア州に集中しており総数8社を数える。バイア州以外ではエスピリト・サント州に2社、サンパウロ州に1社がある。バイア州内では州都サルバドール市より450km南下した海岸地帯のイリエウス (Ilheus) 市に世界最大のココア工業地帯があり、イリエウス港を輸出港として輸出が行なわれている。イリエウス港の輸出量は原料豆において91%、リコールが85%、ココア・バター50%の割となっている。イリエウス市を中心とするバイア州内の加工能力は25万トンで、全国設備能力の90%を占める。

イリエウス工業地帯の代表的企業としては Barretos de Araújo Produtos de Cacaú S.A., Joanes Industrial S.A., Cargil Cacaú S.A., Berkau Cacaú Industrial 等があり第1次加工を行なう。この他サルバドール市に Chadler Industrial S.A. があり、第1次、第2次加工を行っている。

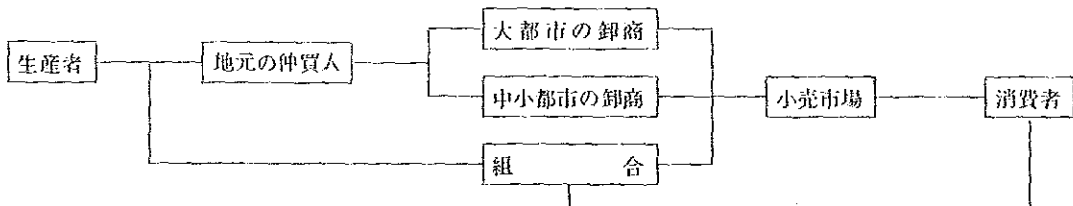
第2次加工に用いられる原料は粉末ココアで、これにより最終製品のチョコレートが製造される。第2次加工工場としては最大の規模を持つ Nestlé (イリエウス市) のほか Vitoria 及び Garoto (エスピリト・サント州)、Indeca (サンパウロ州)、Agroindustrial Rio Pardo (マナウス市) 等がある。

最終製品としてのチョコレートはメーカーよりスーパーや食料品店に直販される形と、卸商を経由するものとの2種の形態がある。その割合は明らかではないが、メーカーより小売部門への直販形式が圧倒的に多いものと推定される。

チョコレート及びココアを含む菓子類の輸出は、原料や半製品の輸出と比較して少なく年間3千万ドル以下に止まっており、米国、日本、ボリビア、パラグアイ、アンゴラ等を主要市場としている。

## 9) 玉ねぎ

玉ねぎの流通経路は下図のように要約される。



玉ねぎの販売は組合への委託販売、もしくは地元の仲買人を経由して販売する方法がとられている。まず生産者は玉ねぎを収穫したあと、根と葉茎を切りとり砂を落す。地元の仲買人がこれを買付け、又は組合が委託を受けたあと格付け分類が行なわれ、パッキング・ハウスを経由して3~4種のタイプに分けられる。パッキングされた玉ねぎは地元の仲買人より都市の卸商に販売され、卸商はこれを小売市場としてのフェイラ (定期露天市)、食料品店、消費組合、スーパー等に卸す。これらの取引はその大半が卸街や中央卸市場で行なわれるほか、セールスマンを使って各小売商店よりの注文を取り後日配達する方法もとられる。組合も中央市場の中にボックスを持って、仕入れに集まる小売商との間に取引を行なうが、組合の場合は大口の消費者 (工場、食堂等) へ直接配達する方法が導入されており新しい流通ルートを作りつつある。

70年代の始め頃は45kg入の袋詰めの形が普通であったが、70年代の後半になると洗濯及び格付け機械の普及によって各販売店 (とくにスーパー) によるパッキングのプロセスが加えられるようになり、ポリエチレン20kg袋による販売が盛んとなった。更に最近になると大型の組合では、組合自体でパッキングを行ない組合の名称入りでスーパーや小売商店網に配達するシステムに変化しつつある。



玉ねぎはじゃがいもと同様にブラジル人の食生活にとって不可欠の食品であり消費量が多い。国内の生産地帯はサンパウロ州、リオ・グランデ・ド・スール州、サンタ・カタリーナ州、ペルナンブコ州等全国にわたるが、農産物の中では比較的長期の保存に耐え遠距離輸送を可能とするため、消費市場における価格の変動に応じて遠距離より供給され得る商品である。このため価格の動きは予測し難いものがあり、時として高騰、暴落をみることがある。

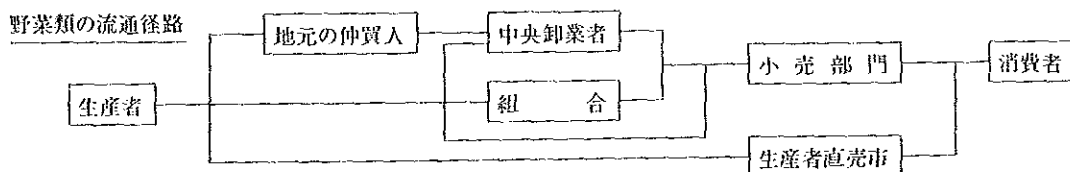
#### 10) じゃがいも

じゃがいもの流通経路も玉ねぎの場合に類似しており次の方法が一般的である。

- イ) 生産者は組合、地方の卸業者、消費都市の卸業者のいずれかに出荷する。組合の場合は委託販売、卸業者の場合は委託のほか買取りを行なう場合もある。これらの卸部門より小売部門を経由して消費者に到達する。
- ロ) 地方の卸業者は生産者より出荷された分の一部を地方の小売市場に販売するほか、他は消費都市の卸業者に販売する。地方卸業者の取扱ひ量は全体の35%、中央卸部門が65%の割合である。
- ハ) 中央卸市場は生産者より販売の委託を受けた組合、及び一般の卸売業者によって構成され、中央集配センター又は特定の地区(サンパウロ市の場合はゾーナ・セリアリスタと呼ばれるサンタ・ローザ地区の卸街)で小売部門との間に現物取引を行なう。
- ニ) 小売部門はスーパー、フェイラ(露天店)、キタンダ(八百屋)、アルマゼン(食料品店)により構成される。この中、従来はフェイラやキタンダの取扱ひ量が多かったが、ポリエチレンの網袋にパッキングされ、規格が統一された商品が出廻るようになって以降スーパーの利用率が増加しており、小売部門取扱ひ量の55%がスーパーを経由するようになった。従ってその他の小売部門の取扱ひ量は全体の45%である。
- ホ) 以上のほか新しい流通経路として生産者より消費者に直結するシステムが出現し注目されている。これはコチア産組と米園資本のハンバーグ店チェーンを持つマクドナルド社の契約によるフレンチフライの供給システムで、85年より実施されている。この方式はコチア産組が組員出荷物の付加価値を高めるための新しい流通戦略の一環をなすもので、組員の生産物を加工し、加工した製品を消費市場に直接販売しようとする構想が実現した一つの例である。この契約を実行するため、同組合では市内にフレンチフライを製造する専門工場“CAC アグロインダストリア”を設立、操業中である。製品はすべてマクドナルド社が買取る契約となっているので販売上の問題はなく、加工製品として販売されるので原料のままの販売よりも組員の収入は増大し、かつ良質の原料が求められるために新たな需要が発生するといったメリットを持っており、今後の農産物流通に新しい方向を示すものといえる。

#### 11) その他野菜類

野菜類の流通経路としては、生産者が直接又は地元の仲買人を経由して中央卸市場に出荷し、小売商を通じて消費者にいたる方法、中央の卸市場を経由せず生産者が直接小売部門に販売する方法、生産者が直接消費者に販売する方法、組合が小売商を経由せず消費者に直販する方法等がある。



各流通経路は次の状況にある。

- イ) 生産者が直接中央卸市場に出荷する方法がもっとも一般的な方法で、生産物の約80%はこの方法によっている。中央卸市場は組合と卸業者によって構成される。生産物の出荷は農家が自ら輸送する場合もあるが、組合又は卸業者が各農場に配車して集荷する方法が一般的である。中央市場に出荷された生産物は、ここに集まる小売商との間に現物取引が行なわれ、各小売市場へ分散される。小売市場はスーパー、フェイラ(露天市)、キタンダ(八百屋)によって構成される。野菜類とくに葉野菜類は新鮮度がとくに要求される商品であるため、フェイラの利用率がもっとも高く、キタンダと合せ葉野菜類の80%はこの流通ルートによっている。スーパーの取扱い量は全体の15%程度と低い。フェイラの商人(フェランテと呼ぶ)は午前2~3時にかけて中央市場での仕入れを行ない、4時には露天市場(各週日特定の場所に移動していく~街路や陸橋の下などが市場となり、フェイラの日には交通止めとなる)に到着、商品を屋台に並べ5時半頃より来始める消費者への販売を始める。8時から10時にかけてもっとも盛況な取引が行なわれ、11時を過ぎると売れ残りそうな野菜類は値下げをし、当日中に全量を処理する方法がとられる。正午にフェイラは終る。キタンダやスーパーが前日の商品を残したまま販売しているのに対し、フェイラの場合は毎日当日の仕入品が販売されるためもっとも新鮮であり消費者をひきつけている。
- ロ) 消費市場よりの距離が遠い地域の場合は、上の流通経路の間に仲卸業者が介在し、これを通じて都市の卸業者に販売する場合もある。生産物の約10%がこの方法で中央市場に集まる。
- ハ) 中央卸市場を経由せず生産者が直接小売部門に販売する方法としては主に生産者がフェイラに直接卸す場合が多い。これはフェイラの商人が中央市場に商品を求めず直接農家と取引する場合に発生する。但し品質がすぐれていること、定期的に一定量を出荷出来ることが条件とされるので、どの農家でもこの方法で販売出来るという訳ではない。この方法の利点は、中央卸市場に出荷する場合に販売代金より差引かれる運賃、箱代、販売手数料等が省かれ、農家の手取りが大きくなること。また作物によっては(キャベツの場合等)買手が農場の収穫まで行なう場合があるため、農家は庭先で代金を受取るだけで済むという便宜もあり、近郊農家にとっては貴重な販売ルートである。
- ニ) 生産者より消費者へ直接販売する方法は通常バレイジョン(Varejão)と呼ばれる直売市で行なわれる。このシステムは80年代の始めより州農務局の発案で行なわれたもので、より新鮮でより安価な供給態勢を作り、中間商人を排して消費者、生産者の双方を擁護しようとする試みであった。この直売方式は都市の消費者に大きな関心を与えて新たな需要を呼び、今日では完全に定着した販売システムとなっている。ただし、場所の問題があるため、いまだ市内の数ヶ所に限定されており、このシステムを利用出来る農家もごく一部に限定されているため、その取扱い量は全体の5%程度に過ぎない。しかし、最近では地方都市にも普及し始めており、新しい公共施設として直売市場の建設が各市に増えているので、その取扱い比率は次第に増加していくものと思われる。

又、生産者団体としての組合が消費市場に直接販売する試みとしては、コチア産組が行っている“セッチマ・フェイラ”と呼ばれる宅配方式があり、主に中流以上の消費者を対象とし、電話での受注により自宅に配達する方法が85年以降行なわれている。このほか組合が持つ卸し売りセンターを利用して消費者への直売システムを行なう“サッコロン”と呼ばれる販売方法も組合の新しいマーケティングとして84年以降採用されており、生鮮物の流通システムを改善する研究が続けられている。

#### 野菜類の価格について

中央卸市場における毎日の取引価格は前日の入荷量と価格、前日よりの繰越量、当日の入荷量、生産地の天候、

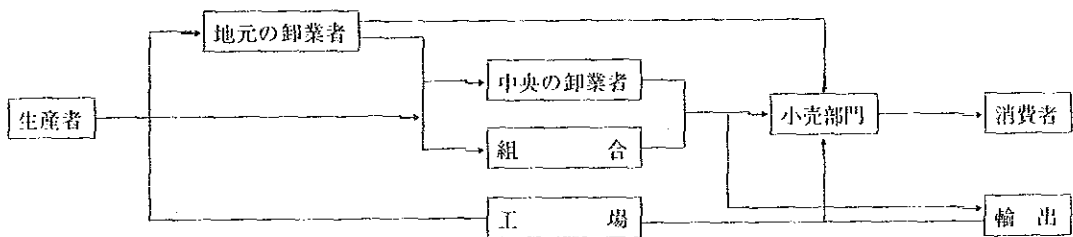
消費動向等をデータとして取引委員会が基準価格を設定し、これを基準とした取引が行なわれる。一日の中でも当日の各種の要素によって価格は変動する。このようにして変動する毎日の相場は新聞、ラジオによって報道され、農家はこのニュースをもととして出荷計画をたてる。又、サンパウロ市近郊の場合はリオ・デ・ジャネイロ中央卸し市場の相場も重要な指標であり、農家はこの両市場の相場の動きをみて有利な市場を選定し出荷する。このため市場間の相場の動きは商品の大きな移動をひき起すこととなる。

じゃがいもや玉ねぎの場合は遠隔地よりの輸送がきくため、一つの消費市場に対する供給地域の範囲が広く、奥地方の生産増減が消費市場に敏感に反映し価格の変動がはげしい。時によって暴騰したり暴落することがあり安定性を欠く作物とされているが、投機性の強い作物であるため農家の関心は大きく、これに大型の投資をする農家は依然として変化していない。しかし時代の進展と共に今はや勘に頼る農業は継続すべきではなく、科学的な情報判断を必要とする時期に来ているため、完全な情報にもとづく計画生産の必要性が感じられている。その先鞭をつけている日系コチア産組では83年に“情報センター”を設置し、市場調査にもとづく生産計画にとり組んでいるが、この問題は組合員の利益を守り、損失を防止するための緊急の業務といわねばならない。

正確な情報にもとづく科学的な生産計画と併せ、じゃがいもの項で述べた通り、従来の原料だけの供給から附加価値を高める供給態勢への移行や、冷凍保存による出荷時期の調整等が生産者受取価格の安定を図る重要な課題といえよう。

## 12) 果 実

果実の流通経路



果実の流通は上の図に示す通り次の経路を持つ。

イ) 生産者は地元の卸業者を通じ、又は直接青果市場（中央卸市場の青果部門）に出荷する。青果市場では所属する組合、又は一般の卸業者に出荷される。これらは一般に配車して農場で集荷する。販売形態は委託販売が一般的である。

ロ) 青果市場では卸部門と小売部門の取引が行なわれ、現物は小売市場に分散されていく。

小売市場はスーパー、フェイラ（露天市）、キタンダ（八百屋）、果物店によって構成される。これらの小売部門の中、最近ではスーパー経由の販売が伸びており、流通商品の約3分の1を取扱っているといわれ、残りが他の小売部門経由である。他の小売部門の中では野菜の場合と同様にフェイラの利用度が高く重要な流通部門としての役割を続けている。

果実（青果）は大半が国内で消費され、ごく一部が海外に輸出される。現在輸出されている果実としてはバナナ、オレンジ、パイナップル、メロン等を主要品目としている。

これらの中、バナナとパイナップルは隣国のアルゼンチンに集中的に輸出されており、ウルグエイがこれに続いている。この両国向輸送形態は昔海上輸送も試みられたこともあったが、積下ろしの回数が増えることや輸送日数が長いことなどから陸上輸送に切り換えられるようになり、現在ではリオ・グランデ・ド・スール州のウ

ルグァイアーナ (Uruguiana) 経由のトラック輸送がバナナの75%、パインアップルの86%を占めている。

オレンジ (青果) の場合、輸出先市場はオランダやアフリカ諸国でサントス港経由船舶輸送によっている。又、メロンの輸出は英国、オランダ、アルゼンチン等に向けて行なわれ、セアラ州フォルタレーザ (Fortaleza) 港よりの船積が30%、パイア州サルバドール港が20%の取扱比率を占めている。又少量ながら空路輸送も行なわれている。空路輸送ではパイアの取扱量が多く、輸出の95%はサンパウロ州のカンピーナス (Campinas) 空港経由、スイス、英国、フランス、イタリア等に輸送されている。

果実の加工品としてはオレンジ濃縮ジュースが代表的な商品で、サンパウロ州を中心とした加工場で製造されている。サンパウロ州の工場による原料の買上げ量は、生果生産量の60%に及び年間80万トン以上の濃縮ジュースが製造される。

原料オレンジの買上げ価格は工場側と生産者側との協定によって決定する。現在の価格協定方法はニューヨーク市場における過去12ヶ月間の平均価格を基準として、これより工場の生産コストを差引いた金額とし、代金の支払い方法は現物の引渡し時点で3分の1、残りの3分の2は10月、1月及び4月の3回に分けて支払うこととなっている。工場と生産者との価格協定は常に難航し、政府 (C A C E X) の仲裁を必要としてきたが、今回の価格協定方法にもいまだ問題点は残っており、政府の干渉は今後も続けられるものと思われる。又輸出最低価格はC A C E X (ブラジル銀行貿易管理局) によって定められている。

オレンジ・ジュースは海外市場とくに米国市場の需要が大きく、毎年大量の輸出が行なわれている重要商品であるため、その輸出契約に際する最低価格はC A C E X (ブラジル銀行貿易局) が国際相場(ニューヨーク市場) に合せて決定する仕組みとなっており、これを下回る価格での輸出契約は行なうことが出来ない。このことは国際市場におけるブラジルのウエイトが大きく国際相場を左右し得る輸出シェアを持っていることを示している。ブラジルのオレンジ・ジュース輸出額は82~86年の年間平均で約8億ドル、最高は84年の14億ドルでコーヒー、大豆及び副産物に次ぐ輸出品となっている。

国内市場向け青果類の価格は野菜の場合と同様に需要供給の関係で決まり政府の干渉はない。一例をあげると、バナナでは年間高値と低値の時期が明確に分かれており、7~8月にかけて最低値、10~1月が最高値となる。これは7~8月の冬期に消費が減少し、また10~1月は収穫期前の端境期で供給量が減少するためである。

パイアの場合は6~8月が収穫期で供給量が増加するのに対し、冬期のため消費が減少し、また一般に好まれるバナナやオレンジの供給が豊富となることなどが重なり価格は最低線に落ちるが、2~3月には生産が減少することや、この時期に多い熱帯果実の需要増加のため価格が上昇する。

ぶどうの場合についてみると、2月にぶどうやいちじくの供給時期に入るが、腐敗の早い商品だけに販売を急がねばならず、いきおい値をくずすこととなる。年間最高値を記録するのは需要が増加するクリスマス時期であり、生産地帯の天候条件如何で収穫時期がずれると、これも価格に反映する。

### 13) 花卉類

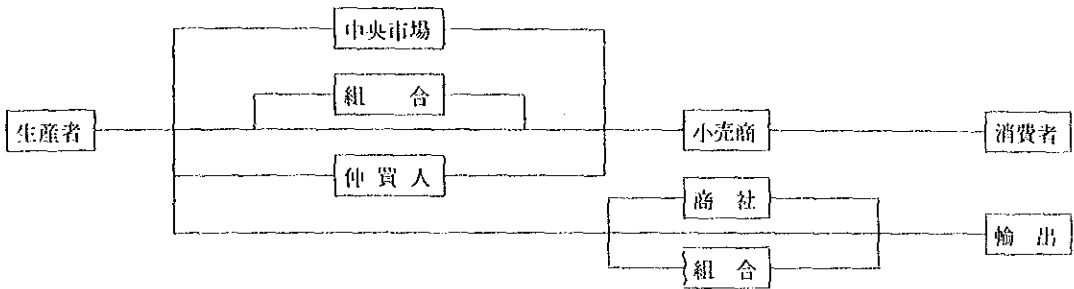
花の流通経路は次の4つの方法に大別される。

イ) 生産者は中央市場に出荷する。中央市場は毎週、火曜日と金曜日の2日午前10時より午後2時までの間開設され、小売商 (花屋、フェイランテ) が買付けを行なう。

ロ) 生産者より直接、又は組合を通じて小売商へ販売する。花は新鮮度が要求され、取扱いがむづかしい商品であるためほとんどの組合は花を取扱っていないが、例外的なケースとしてオランダ系のオランブラ組合が花を組合の専門商品として取扱っており小売商への配達も行っている。

花の販売は積替えの回数が少ない程いたみが少なく新鮮度が保たれるため、小売商へ直接販売する方法は

### 花の流通経路



可成り大きな割合を占めている。配達先は一般に町の花屋やフェイラ（露天店～特定の週日に特定の場所で午前中間かれる）であるが、場合によって官公庁、銀行、会議場、市役所（市の緑化運動等）、ショッピング・センター等より大量の発注を受けることもある。

ハ) 農家の庭先販売、これは主に遠隔地よりサンパウロに貨物を輸送してきたトラックが、その帰り荷として花を輸送し土地の花屋に卸す方法である。南部地方のポルト・アレグレ市、クリチーバ市、ミナス・ジェライス州のベロ・オリゾンテ市やブラジリア方面への輸送が多い。

ニ) 海外への輸出：少量ではあるが個人、商社経由又は組合による海外への輸出が行なわれている。組合で輸出を行っているのは上述のオランブラ組合で、その他の場合は一般に専門商社に輸出業務を委託している。この場合荷をまとめるためグループとして出荷する方法が多い。花の輸出は年間 600 万ドル程度で小さく、輸送しやすいドライフラワーが多くを占めている。代表的な切花のバラやグラジオラスの輸出額は全体の 10% 程度である。輸出港はドライフラワーにおいてサントス港、バラはリオ・デ・ジャネイロ（空路）、グラジオラスはカンピーナス（空路）である。

1988年1月

Sin Promoção e Marketing Ltda.

Impresso na Gráfica e Editora Nippon-Ari Ltda



JICA



LIE